

令和5年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 令和5年9月14日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 令和5年9月14日 午前8時57分 委員長宣告
4. 審査事項
 1. 付託案件
議案第56号 可児市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
 2. 出資法人の経営状況説明書について
 - (1) 公益財団法人可児市体育連盟
 - (2) 公益財団法人可児市文化芸術振興財団
 3. 報告事項①
 - (1) 可児市多文化共生推進計画の策定について
 - (2) 可児市人権施策推進指針の策定について
 - (3) 可児市子どもの読書推進計画について
 - (4) 可児市市営住宅管理条例の一部改正について
 - (5) (仮称)可児御嵩IC工業団地開発事業に伴う用途地域の指定について
 - (6) かわまちづくり事業に伴う都市再生整備計画の変更について
 - (7) 可児市農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正について
 - (8) 次期ごみ処理施設について
 4. 報告事項②
 - (1) 図書館新分館について
 - (2) 汚染土壌処理施設について
 - (3) 太陽光発電施設の新規設置について
 - (4) 可児市ゼロカーボンシティ推進計画について
 - (5) アフターコロナにおける地区センターでの活動について
 - (6) 各自治連合会における地域づくりの取り組みについて
 - (7) 外国籍市民会議について
 - (8) 部活動改革の進捗状況について
 - (9) 公共交通について
 - (10) リニア中央新幹線について
 - (11) 大森奥山地内(櫛ヶ丘)開発事業について
 5. 協議事項
 - (1) 委員会活動スキームについて
 - (2) 委員会資料の提供方法について

(3) FMらら収録(委員会紹介)について

(4) 行政視察について

6. 出席委員 (8名)

委員長	伊藤 壽	副委員長	奥村 新五
委員	伊藤 健二	委員	川上 文浩
委員	野呂 和久	委員	酒井 正司
委員	高木 将延	委員	前川 一平

7. 欠席委員 なし

8. 参考人

公益財団法人可児市体育連盟	事務局長	杉山徳明
公益財団法人可児市文化芸術振興財団	事務局長	各務則行

9. 説明のため出席した者の職氏名

市民文化部長	日比野 慎治	建設部長	林 宏次
水道部長	只腰 篤紀	可茂衛生施設利用 組合事務局長	溝口 英人
地域協働課長	田島 純平	文化スポーツ課長	水野 正貴
環境課長	太田 武則	図書館長	古山 友生
都市計画課長	柴山 正晴	建築指導課長	須田 和博
施設住宅課長	今井 亨紀	上下水道料金課長	和田 誠
可茂衛生施設利用 組合総務課長 兼建設推進課長	池村 一郎		

10. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	杉下 尚示	議会総務課長	佐藤 一洋
議会事務局 書記	林 桂太郎	議会事務局 書記	中水 麻以

○委員長（伊藤 壽君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てから、マイクのスイッチを押して発言をお願いいたします。

初めに、議案第56号 可児市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○図書館長（古山友生君） よろしく願いいたします。

可児市立図書館設置条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

まず、改正理由といたしましては、令和5年6月議会の一般会計補正予算（第4号）の議決に際して、新しく図書館機能を有した公共施設が商業施設内に設置されることに伴い、公の施設としての図書館分館の位置づけを明確にするため、可児市立図書館設置条例の改正を行うことといたった附帯決議が議決されたこと、及び市として新たな分館である可児市立カニミライブ図書館を設置することに伴い、現在の分館の機能、役割を検証しましたところ、本の選書や予約貸出しなど、本館機能と同等の役割を果たしていることを勘案し、現在規則で規定する分館の設置について、条例で定めるものでございます。

また、規則で規定する入館の制限などについても、地方自治法第244条の2第1項及び図書館法第10条の規定に鑑み、条例で定めるものでございます。

改正内容につきましては、第2条第2項で図書館分館の名称と位置について規定を追加いたします。

新たに新第4条といたしまして、入館の制限などについて規定をいたします。

また、新第5条で図書を亡失または汚損した場合の損害賠償についても規定をいたします。

施行日につきましては、令和5年11月23日。この日は可児市立カニミライブ図書館の開館予定日でございます。

カニミライブの名称の由来につきましては、資料1を御覧ください。

まず1番ですけれども、公民連携事業に伴う良品計画からの提案内容につきましては大きく2つございまして、1つ目は市立図書館分館の整備、もう一つは(2)にございますように、地域の活性化や地域課題の解決に取り組む地域のコミュニティセンターの提案がございました。

それで、2番に記載がしてありますように、この図書館スペース及び地域のコミュニティ連携スペースを含めた地域活性拠点の名称をカニミライブにしましょうということで、良品計画より提案を受けました。

参考となりますけれども、別添の資料1の参考図を見ていただきたいと思いますと思いますが、この地域拠点につきましては、図書館のエリア及びこの連携スペースということで、赤で色塗

りがしてあるところ、ここを良品計画が整備するんですけども、ここを含めて総称としてカニミライブという名称にしましょうということで良品計画から提案があり、それを受け入れたということになります。

続いて3番目なんですけれども、そのカニミライブの由来といいますか、良品計画がネーミングを考える際に名前に込めた意味合いでございますけれども、まず可児の地名、それから図書館であるライブラリー、可児の未来を創っていくということ。それから、みんなでまちづくりを部活のように楽しんでもらいたいということでミライブの「ブ」ですね。それから、活動を見せることでほかの人にも参加したくなるようなものにしたいということで「ライブ」。それから暮らしを豊かにしていきたいという「ライフ」と。こういった言葉の掛け合わせになっておりますけれども、そういった意味合いが込められております。

市としましては、新たに設置する分館につきましては今までの本館・分館とはタイプの違う図書館とするということを新分館のコンセプトの一つとして掲げておりますので、名称につきましても、今までの帷子あるいは桜ヶ丘といった地名を入れた分館名ではなく、提案のあった拠点名のカニミライブを引用して、可児市立カニミライブ図書館と命名をいたしました。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより議案第56号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（川上文浩君） 名前は、ああそうなのかと。良品計画から全て提案されたものを採用しただけなんだなということで、ちょっとがっかりはしましたが、まあいいです。

まず条例ですね、第4条。これね、この図書館にも新しい分館にも関わる入館を拒否し云々とあります、入館制限と。基本的に決まった出入口がなくて自由に出入りできるような状況の中で、どのようにして入館を拒否し退館を命ずると。これはヨシヅヤの全て同じ共有スペースの中にあるものだと思うんですけども、そのところの定義みたいなものはしっかりしているんですかね、それをお願いします。

○図書館長（古山友生君） 確かに今設置してある本館・分館については、入り口がきちっと固定といいますか、定められているので分かりやすいんですけども、新たなカニミライブ館につきましては出入口がたくさんあるということで、なかなかどのお客様が図書館に来たお客様で、どのお客様が無印良品に来たお客様というのは分かりにくいと思いますけれども、基本的には、ほかの利用者さんに迷惑をかけるような行為がある方につきましては、やはり注意を促した上で究極的には入館拒否をします。もう出てくださいというような話になると思いますが、それは注意をした後の話になると思いますが、基本的には一般的にほかの方に迷惑をかけた方については御遠慮いただくということで思っておりますけれども、やはりそういう規定がないと断ることが、後ろ盾がないので、ここでしっかり条例で規定することになります。以上です。

○委員（川上文浩君） やはりこれはどこからが図書館で、どこからがヨシヅヤのスペースな

んだということが利用者には分かりにくいし、退館させるということは、ヨシヅヤの建物から退館させるのか、ここのスペースの部分から退館させるのかとか、細かい規定をしていかないと、今後瑕疵の問題にも関わってきます。いいですか。ですから、瑕疵はどちらが見るのか。可児市なのか、良品計画なのかヨシヅヤなのかとかその辺を、条例でこれがうまくできなかつたら何で持っていくかという、規則なり基準なんかをつくってやっていくと思うんだけど、そこはもうはっきりしておかないと、将来の何かそういった瑕疵の問題でとなったときに、やはりもめるもをつくっていただけなので、併せてそれをやっていますかね。この条例整備に当たって、いろいろな規則なり運用基準なり、そういった運営方針なりというのは明確になっているかどうかということ。

○図書館長（古山友生君） ありがとうございます。

当然今のこの規定は、規則にあったものを条例に持ってきていますので、当然規則のほうも見直さないといけないし、その下にあります貸出の規程がございますが、それも併せて見直すようにしておりますし、良品計画と一緒にやらないといけませんので、いろいろな決事も今、順次相談して決めておるところでございますので。その辺はしっかりしていきたいと思えます。

○委員（川上文浩君） 良品計画と相談するのは結構なことなんですけど、良品計画は関係ないもんね、そこはね。

○図書館長（古山友生君） 当然図書館のエリアについては良品計画は関係ない話ですけども、先ほど申しましたように、どちらのお客さんか分からないというところがありますので、その辺どういう対応をするかということは、良品計画と話しながら、あるいは場合によってはヨシヅヤとも話しながらということになるかと思えます。

○委員（川上文浩君） 私も全国いろんな、こういった官民協働でやっているようなものを聞いていろいろ調べたりなんかして情報をいただいたりしているんですけど、必ずどこかで瑕疵の問題が出てきます、責任問題というのが。それでトラブルになっているところがたくさんあります。

そういうところがある以上は、そういう場所を造るんだから、今からしっかりとちゃんと整備をして、そういったことにならないようにやっていかなくちゃいけないし、利用者にもそれは分かってもらわなくちゃいけないので、ここからが図書館ですよ、ここはヨシヅヤですよ、良品計画ですよ。市の瑕疵はどこからどこまで及ぶのかということは、もう分かっているんだからやっておくべきです。

やるべきであって、そのために何をすべきかということはどう考えているかをちょっと教えてくれる。

○図書館長（古山友生君） 良品計画も、その辺のところはしっかり責任区分というものを明確にしておかないと、やはりトラブルが発生するということを承知していますので、その辺も踏まえて、そういった瑕疵が、責任をどちらが持つかというようなところは決めていきたいというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） これはオープン11月の予定ですよ。今、9月末だよ。ちゃんと間に合うようにやってくださいねということと、もう一点、あとはさっき言ったように利用者の人が意識を持てるかどうか。

例えば本を持って、ほかに休憩するところとか2階にも3階にもいっぱいあるんだから、そこへ持って行ってゆっくり、多分ヨシヅヤの中では別にアルコールを飲んだっていいわけだから、例えばね。ビール買ってアルコールを飲みながら本を読みたいという人が2階や3階に勝手に持っていくといった場合の、そういった管理とかも考えてちゃんとやっていますかということをお聞きします。

○図書館長（古山友生君） 今、決めて、そういった掲示を出そうと思っているのは、本につきましては図書館及び良品計画間、図書館が離れて転々としていますので、位置が。当然どうしても移動するときには良品計画のエリアを通らないと駄目ですので、図書館については、貸出処理をするまでは図書館及び無印良品の店舗内からは出さないでくださいという掲示はする予定であります。

○委員（川上文浩君） やはりオープンに当たってありとあらゆることが想定されて、いろんなトラブルになる、また利用の仕方が分からないとかとなるので、そんなこと分かっているんだから、11月のときにどうするかということはこの委員会にも一応示してもらって、こうやっていきますと。

やはり利用者が分からずに、いろんな瑕疵の問題になったりするのも非常に不幸なことなので、そうならないように、今までに全国にも事例がいっぱいあるので、ちゃんとその辺のところは整備して、その使い方というのを示していただくということと、利用者にも理解していただかないとね。やっぱり気持ちよく使ってもらうためには必要だと思います。

あと条例ですので、この辺のところは誰の権限でどうやって退館命令を出すのか、どうするのかということはどうなっていますか。

○図書館長（古山友生君） 当然図書館長の命で出いただくという、通知を出すという格好になります。

なので、当然、最初は警告というわけじゃないですけども、注意を促すというような格好になってくるかと思いますが、それでも聞き入れてもらえない、なおかつほかの利用者さんに御迷惑をかけているということであれば、当然それは本館でも、カニミライブ館でも一緒の話になると思いますけれども、その施設管理者の命で退去いただくということになるかと思えます。

○委員（川上文浩君） 図書館長がずうっといるわけではないもんね、開館時間が長いから。そういった場合はどうするんですか。

○図書館長（古山友生君） 当然役職的には分館長ということで向こうに詰めていただく方が見えますので、そういった方と連絡を取りながらという格好になりまして、最終的に私が不在ということであれば、緊急を要するというような話になれば、もう分館長が図書館長の命で出すという格好になるかと思えます。

○委員（川上文浩君） そういった場合は、割とこういった自由に出入りできる場所というのは、やはり事件とか起こりやすいですね、事故よりも事件とかね。やっぱりちょっと変わった人が来て、若いお母さんたちがたくさんいると、子供がいるというところは。フリースペースの状況なんだけれども、そこをしっかりと絶対やっておかないと、そらと言われる。いっぱい事例があるからね、全国に。調べてもらって、やはりそういったところをどう管理していくのかというのが、今後こういった部分はいいとは思いますが、物すごく大変だというふうに思います。

やはり様々な方が来られるし、色分けしてやるわけにはいかないし、誰が図書館の利用者であって、どの人が買物に来てふらっと見て寄っていくのかということも分からないだろうし、例えばここに、多分スーパーマーケットなのでそれなりの防犯カメラ等については、それは市が設置するのか、ヨシヅヤが設置するのか、良品計画が設置するのかで、管理する、チェックをするということも非常にこれは大きなことになってくるんですけど、その体制はどうなっていますか。

○図書館長（古山友生君） 6月の予算決算委員会的时候には、設置を検討していくということでお答えしたと思いますけれども、一応今のところ良品計画のほうでこの工事に際して防犯カメラもつけていただきます。それで、それをいわゆる負担金の中に組み込んで、うちとしては負担金といった格好で払うんですけども、カメラの内容チェックについては図書館側です。もう図書館のものということで管理していくというような格好になります。

○委員（川上文浩君） この第4条の入館の制限に関わるそういった細かい細則をやはりしっかり整備して、それをもって条例としてこの細則があるのでこうやって運用していきますというのがないと、逆に条例だけ先にできて細則が後からと、開館してから考えていきますではちょっとお話にならない部分があるので、やはり細則をこれに対して第4条第1項の第1号、第2号、第3号、第4号、第5号に対する細則をしっかりと定めてもらってね、それでそれを利用者に分かるようにして利用してもらわないと、何でもかんでもいいよというわけじゃないので。やはり後々いろんなもので出てくる、そういったトラブルが出てくる可能性が大きいので、予測されるので、その辺をしっかりとやっていただきたいと思います。

○図書館長（古山友生君） そうですね。本当は規則、細則もこの場で併せてお示しできることが一番よろしかったと思うんですけども、それに関して、規則、細則のほうもいろいろ運用に合わせて今練っているところがございますので、当然これは11月23日が一応条例の施行日になりますので、それまでには規則等も整備していく準備を今しているところがございますので。

○委員（川上文浩君） やはり利用者の側に立って、そこを安全にという、安全を優先するというのは最も大事なことなので、やはり利用者ですよ、利用者。利用者の方がそういった危険なものにならないような、入館の制限は当然なんですけれども、それに対する、これに併せて細則をしっかりとやっていただきたいということで、本来なら条例が出てくる前に決まっているのが普通だと私は思うので、これから11月23日までに細かいのを制定しますというこ

とでは非常に遅いので、だったらやはり6月の時点の出し方も含めてよくなかったんじゃないの。全部整備してからやったほうがよかったんじゃないのかということにもなりかねないので、そういうことだけないようにしてもらいたい。

○図書館長（古山友生君） 以後善処させていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（酒井正司君） この条例が設置条例で、今まである設置を前提とした条例なんですよ。ただ、設置というのは、今まで本館、桜ヶ丘、帷子のような単独で運営できるような形態を想定していたと思うんですよ。普通の設置、個の独立した設置。

今回、今問題というのは指摘されましたけれども、だからこの入館の制限であるとか違反する者云々、損害賠償、この3つの新しい項目が出てきたと思うんですが、これは細則で決めるということですが、これはもともとついていけない、今までの設置条例では想定外の事態なんですよ。こういう商業施設の中の一部を借りてやるなんていう話はね。

ですから、やっぱり私は本当はこの設置条例ではない、もっと運営的な要素も含んだ条例、根本的な改革が必要だと思うんですよ、それを全部網羅しようとする。それは大げさな話になりますんで、取りあえずこの3項目をつけ加えたのは、今、川上委員が指摘された、何らかのマイナス行動を起こす人間をどう管理するんだという点だと思うんで、その辺この3つの項目、入館の制限、違反する者、損害賠償、この辺を含めた背景説明をちょっとしてください、今の細則の話ですけどね。

○図書館長（古山友生君） 基本的に今の現行条例、あるいは規則、あるいはその下の規程も整備されておりまして、今の規則の中に分館の指定ですとか入館制限、それから損害賠償、この規定も規定されていたんです。

それを、先ほど言いましたように分館については、議会のほうからも附帯決議がつけましたし、市のほうとしてもしっかりと分館の機能等を見直しして、やはりもう本館と同じような位置づけになってきていると。同じような機能を果たしているんで、規則ではなくて条例でしっかり規定しましょうということで、規則にあるものを条例に格上げをさせていただいたということで、入館制限あるいは損害賠償についても、利用者に制限をかける規定になりますので、これはしっかり条例で規定しておいたほうがいだろうと。ほかの市町村等も研究させていただいて、そちらのほうがいだろうということで、今規則で決めてあるものを条例に持ってきたということですので、あえて新しい条項をつけたとか、そういうことではありませんので、その辺の御理解のほうをよろしくお願いします。

○委員（酒井正司君） ということは、この3つに関しては今度の新しい想定外の方式、単独じゃないということとは無関係だと。全く無関係だということですか。

○図書館長（古山友生君） 無関係ということはないですけども、当然カニミライブ図書館を新たに造るのを機に条例あるいは規則、その下のものを見直すということですので、当然新しい商業施設の中に入りますので、特段注意しないといけないようなことが出てくるかと思えます。そういったものを新たに規定するということはあると思えますけれども、それは

もう規則なり、その下の部分で規定をしていくということになります。

○委員（酒井正司君） おっしゃるとおりですが、ただ、この3つがまさに焦点になると思うんですね、それは規則のほうの話ね。条例は条例で、これで運用してくわけですけども、本当に規則、運営マニュアルがどれだけしっかりしたものができるといことが市民満足であり、図書館の安全を担保できるかということにつながりますんで、本当に先進事例があればぜひともそういうところを見て、そうしたら手間が省けますからね。ぜひともよく研究されて、本当に可児市の特性もありますね、いろんな年代層であったり、外国籍であったり、その辺も含めて、可児市に合ったしっかりしたものをつくっていただきたいなと思います。

○図書館長（古山友生君） ありがとうございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） 今回、設置条例の改正の中に入っていない部分なんですけど、現行の第4条の協議会のメンバーとかの規定があるんですけど、例えば今回、今までの館とはちょっと形が違うじゃないですか。そうした場合に協議会等のメンバーにヨシヅヤ関係だとか、良品計画とかが入るといようなことになったりするために変更とかはないのかなといのがまず1つ。

つまり協議会なんかは全く触らずにいけるといことでいいんですね。

○図書館長（古山友生君） 条例に図書館協議会を設置しようという規定がございますが、これは図書館全体の運営等に対しての諮問機関でございますして、新しい図書館を設置するからといって協議会のメンバーを変えとかそういったことはいたしません。ただ、それこそ昨日も協議会を行ったんですけども、その辺、新しい図書館分館がこういうふうにできますよといったことは、逐次お話をさせていただいて御意見を伺いながら実施をしております。以上です。

○委員（高木将延君） 別の件です。

分館2つが設置されるということに、第2条第2項でなるんですけど、これも施行日11月23日でいくということでもいいですか。

○図書館長（古山友生君） はい、一緒です。

既に、桜ヶ丘と帷子はもう既存でありますので遡ってという、一応総務課とも相談させてもらったんですけども、このカニミライブ図書館ができるのを機に条例改正をするということでございますので、施行日は11月23日がいいでしょうということになりました。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（野呂和久君） 先ほど、説明では規則にあったものを今回条例にというふうにされたということですが。規則の中には、ほかに義務を果たすとか、あと権利を制限するような内容も含まれてはいると思うんですけど、今回は特に入館の制限と損害賠償について条例の中に入れ込んだということですが。それ以外に条例の中に入れ込むといような、話合いといつか条例を制定していく案を作成する中で、こうした話合いはあったでしょうか。

○図書館長（古山友生君） その辺のところはいろいろと検討させていただきまして、ほかの市町村の条例等も確認しながら、どの部分を入れ込んでおいたほうがいいのかとか、そういったところも相談しながらの結果でございます。

特に、やはり係争になったときに對抗できるように条例でうたっておいたほうがいい項目について、規則から条例のほうに、表現はいいのか分かりませんが、格上げといいますか、条例のほうで規定させていただくということになりました。

○委員（野呂和久君） 本館については規則の中に開館時間と休館日が規定をされており、また規程の中には分館についての開館時間と休館日が規定をされています。

先ほどからずっとお話があるようで、商業施設にある図書館ということで、これまでは地区センターにある、またはその隣接したところに分館があるというこれまでの位置づけと違って、今回は商業施設の中にある図書館ということで、そうすると商業施設との関係と申しますか、その開館時間も、商業施設の時間が、例えばこの辺の地域でいうと商業施設の時間が早くなったりとか、またはお店が早く終わったりとかいうようなことも起こり得ることも想定されるので、その場合、前回の説明では無印良品の営業時間と同一というようにお話でしたが、そうすると、商業施設との絡みの中で時間についても変更というようにお話があったときに、条例の中に入れて議会の議決を得るという手順を踏めるように入れておくというのも一つの案かなというふうには考えたのですが、その辺の御見解はどうでしょうか。

○図書館長（古山友生君） 基本的に設置条例ですので、設置をしますということで、従来の今のうちの図書館条例、あるいは規則の立てつけが、今設置だけは条例に入れておいて規則で開館時間とかを規定しているということで、1つに、当然開館時間につきましては良品計画の店舗の中で営業と申しますか運営をしますので、同じ時間ということでさせていただいておりますが、当然、ヨシヅヤともこれまた営業時間が違うわけですし、ヨシヅヤは朝の9時から今のところ午後9時までやっています。良品計画のほうにつきましては、うちも一緒なんですけれども、午前10時から午後8時までというような格好でやるわけなんですけど、基本的には、開館時間とかもうたわないといけないので規則ではうたいますけれども、条例にうたうとなかなか小回りが利かないというところもございまして、従来どおり開館時間等については規則で定めておこうということになりました。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 私が一番気になっているのは入館の制限の項目の内容、条例に格上げしたというのは、それはそれで正当な処理の仕方だと思いますけれども、これと新しく造る図書館・サブコート、それからもう一つ、地域活性拠点の地域のコミュニティセンターという代物が、名前もカニミライブまで決まっているわけなんで、これとの取り合いがうまく管理できるのかなというのがとても心配です。

この入館の制限、第4条に関しては、とりわけ第3号で館内の秩序を乱すのは駄目よと書いてあって、相当幅があるけれども「騒がしい行為等」、誰がどうやってこれを判断し管理するかということやけど、図書館の中であれば社会常識的に騒がしい行為等といえ、これ

は駄目、これはできるという区別はつくんですよ。これまでついてきたように、実績もあると思うんだ。

だけど、今度の新しいやり方で、つまりカニミライブが隣にあって、そことの空間を遮断する壁というか空間遮断壁がなくて、空間の中に線が引っ張ってあるだけで、ここからは図書館ですよ、ここから向こうはコミュニティセンター領域ですよと。この管理者は別ですよということも含めて、そこを通過する一般の市民に対して認識を共通化させて、管理にきちっと従ってもらうようにするというのはできるんですかということなんです。

もうちょっと言うと、カニミライブで何らかの集会というか対話が起きておって、そこで会話や何かが膨張拡大して、図書館のほうに影響を与えるということはないんですか。図書館の静寂というか、静かな読書環境は保たれるとは限りませんよね。それがさっき川上委員が言われたいろんなトラブルのあれこれやと僕は想像して聞いていたんですけど、その辺について、どういう対応ができるのかお願いします。

○図書館長（古山友生君） 1つ、今図書館で考えるには、もともと図書館は静寂、静かにしておかないといけない場所みたいな感覚があるかと思いますが、うちの今度の新しい図書館分館のコンセプトの一つとして、タイプの違う図書館を造るということを掲げております。

そのタイプの違うというのは、1つには静寂を重視しないということで、別に静かにしておってもらわなくてもいいですよと。親子連れで来たお母さんがお子さんとお話ししながら本を選んでいただくとか、そういうことも別にやっていただいているというような、静かに絵本を見ないといけないというルールではなくて、わざわざしたお店の中ですので、そういった中で本を選んでいただく、本を手にとっていただくというところを一つのコンセプトとしておりますので、音に関しては当然、前もちょっと説明させていただきましたが、良品計画のほうのバックミュージックといいますか、音楽も流れます。そういった中でですので、当然大声でどなり散らすとか、そういった行為はやはり皆さんに迷惑になるのでいけないと思いますけれども、普通にお話しもしていただくとか、お子さんがちょっと泣いたりとか、そういうようなことをしていても別にとがめるといようなタイプの図書館ではないと、新しい図書館ということで御理解いただきたいと思いますが。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（川上文浩君） やはりこれ分かるんですよ、設置管理条例なんですよというのは。規則の第10条をこのまま持ってきて、第4条にうたつたと。で、多少はちょっと変わった部分はあるんだけど、それについて、しつこいようだけど、やはり今までの図書館とは明らかに違って、180度違う図書館なので、それに対するいろんな細則を併せて見せて議会に説明してほしいというのが私の考えなの。

設置管理条例なら設置管理条例でいいんだけど、それに付随する詳細なり、細則なり、運用基準なり何なりというものがあって、この設置管理条例で足すところはないか、不足はないとか、カニミライブ図書館ならもう少しこういうこともうたつたほうがいいんじゃないかな

いかということで我々は条例を審議したいので、設置管理条例だから、規則の第10条をモデルに第4条にただけですからどうですかみたいな出し方はどうかと。

やはり我々は市民側に立って条例審議していきたいので、その部分には、明らかに条例を審議するに値する資料不足というふうに僕は思うし、できていないなら早急にやるべきです。11月23日から施行するんだから、この設置管理条例に値する、このカニミライブ図書館というのは別物だと僕は思っているんで、今までの図書館と。設管条例にうたうことはいいですよ。だけど全く別物で、全国的にいろんなトラブルが出ていますよ、そういった施設がということとは分かっているんだから、そこのところはやはり委員会にしっかりと出していただきたかった。それは条例を審議する上で必要な、私は資料であり、データでありだと思うので、それがまだできていない、固まっていないということは非常に残念というか、審議のしようがないじゃないかと思うぐらい僕は重要だと思っているので。

それは今まであるような分館がもう一個ぽんとできるんならいいけど、これは全く別物でしょう。いろんなことを想定してやらなくちゃいけないよ、行政なんだから。市民のために造るわけでしょう。それなら、市民の安全なり何なり、利用なりを守るのは当たり前のことなんで、それに対する細かいことを資料として出してほしいと言っているんだから、本当は出さなくちゃいけないと思います。

○図書館長（古山友生君） 早急にそれはさせていただきます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） 皆さんと同じようなことなんですけど、入館制限に指定される人というのは、これは良品計画のほうには別に規制はないんですもんね。なので、良品計画のところには入っている人ということ……。

極端なことをいうと、例えば感染の疑いがある方は良品計画にも入れないというようなことがあれば出ていってくださいというのは、ヨシヅヤから出ていく話になるんですけど、良品計画のほうに規定がなくて、酩酊している人だとか感染の疑いがある人はそこまでは入ってこられるとなっていると、その境がどうだこうだという話になってくるので、その辺、今回の条例に対してこれと同じような規定が良品計画にあるのか。またこういうふうな規定になりますよというのを良品計画は分かっているのかどうかというのをちょっと教えてください。

○図書館長（古山友生君） そこまで良品計画が入店者に対して規制をかけているか、ルールをしっかりと持っているかどうかはちょっと確認しておりませんので、その下の規程になると思いますが、その辺も含めて今度ルールづくりをしたいと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） ちょっと僕、何かぼやっとしてきたんだけど、良品計画とこの分館の関係って、もう一回整理してほしいんだけど、これは完全に市が設置管理条例の中で独立したものになるんだよね。そのスペース、赤いところだけが共同で使えますよ、赤いところは連携して使う場所なんだよね。図である、イメージであるわね。

となってきたときに、この名前も良品計画から提案された名前を使って、今後、運営もどうも良品計画の相当な影響を受けるようなイメージが今湧いてきて、これを見ていて、今の答弁も聞いていて、それで設置管理条例はあるんだけど、この設管条例は当然優位だよ、市の条例だから。あとはじゃあ市と良品計画とどういう契約を結んでいるの、その運営に当たって、管理とかという部分については。何か特別なものがあるんですか、ないんですか。どこまで良品計画の、この図書館は影響を受けるんですかということがちょっとぼやっとしちゃって分からなくなってきたんだけど、その辺のところは分かりますか。

○図書館長（古山友生君） 基本的には細かなルールはないんです。商業施設で、皆さんにお買物していただくというところで。

ただ、1つ大本になるのはヨシヅヤの規程があります。ヨシヅヤの規程があって、良品計画もそのヨシヅヤの建物の中の一部に入るわけですから、そのルールを守っていただくということになります。当然、そのまた中に入る図書館もその規程を遵守してくださいということで、その話は受けています。なので、ヨシヅヤの運営規程みたいなものは受けています。なので、当然そこは守らないといけないところとなります。

当然、図書館は独立した部分ですので、図書館のまたその中のルールはこの条例というような格好になるかと思うんですけれども、そういうことですが、答えになっていないですかね。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） 後でゆっくり聞くわ。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、ほかに質疑のある方は。

○委員（前川一平君） すみません。ちょっともう細かく決まっていたら、ただ聞きたいだけなんですけど、こんなにあっぱっぱな施設だと思わなかったんで、一つ疑問なんですけど、簡単に盗めそうな気がするんですけど、盗難について、細かく決まっているんですかね。

○図書館長（古山友生君） 盗難防止策としては、基本的にこういった施設ですので、先ほど言いましたように防犯カメラとかで監視はするんですけど、当然それだけでは多分無理だと思います。

その辺はうちも考えたんですけども、図書にICチップを入れて、ゲートも入り口に造って置いて、盗んでいくときにはピピッと鳴るとか、そういうシステムもございしますが、ここはいかんせん入り口・出口がたくさんありますので、ゲートをつけて監視する、あるいは本の一冊一冊にICチップを入れるというようなことは莫大な費用がかかりますので、費用対効果を考えると、そういった盗難防止については利用者の良心にお任せするということになりました。

当然抑止ですよ。当然犯罪になりますので、そういった抑止の掲示、あるいは巡回等はやっていく予定でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですのでこれで質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで討論を終了いたします。

これより、議案第56号 可児市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

それでは、挙手多数であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたします。

お諮りいたします。本日審査いたしました案件に関する委員長報告の作成につきましては、委員長、副委員長に御一任いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

○委員（伊藤健二君） 今質疑の中で各委員から出されたいろんな疑念点とか不明瞭さ等がまだ残されている。それについては早急に規則関係で整備をされるという図書館長の御返答があったので、それは大至急やっってもらにしても、委員長報告の中でそういうことについて触れて、早急に提示公開すると、議会に対してということを求めてください。それが必要だと私は思います。どうでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） ただいま伊藤健二委員のほうから意見がございましたが、規則等、まだ定まっていない部分については早急に整備するよう委員長報告に意見として付すということによろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。

それではそのように、まだ整備されていない部分については規則等を早急に整備するようという意見を付して委員長報告を作成させていただきますので、それによろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

では、そのようにさせていただきます。

それでは、議事の都合により暫時休憩といたします。

休憩 午前9時43分

再開 午前9時48分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして2番目、出資法人の経営状況説明等についてを議題といたします。

本日は参考人として、公益財団法人可児市体育連盟事務局長 杉山徳明さん、それと公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長 各務則行さんに御出席をいただいております。

それではまず、公益財団法人可児市体育連盟の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） よろしく申し上げます。

それでは、資料番号16、公益財団法人可児市体育連盟の令和4年度事業報告及び決算報告書により説明させていただきますのでお願いいたします。

初めに、大変申し訳ありませんが、資料の訂正をお願いしたいと思っております。

15ページをお願いします。

15ページ、6. 固定資産の取得価格、減価償却累計額及び当期末残高の表の下から2段目でございますけど、ソフトウェアの真ん中の減価償却累計額でございますが、すぐ左面に書いてあります取得価格と同額、いわゆる82万725円で当期末残高がゼロ円でございますので、そこが誤植しておりますので、そこを修正いただきたいと思います。加えて、その下の合計額についても、累計額の合計額が違っておりますので、棒読みをしますのでお控えください。

3億6,754万3,868円でございます。大変申し訳ありません。よろしく申し上げます。

それでは、改めまして事業報告について御説明いたします。

1ページから7ページが事業報告でございます。

最初の2ページは表になっております。3ページをお開きください。

主なところを説明させていただきます。

まず初めに、第41回可児市総合体育大会では、新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を施しながら参加人数を縮小して、令和4年4月24日に総合開会式を錬成館で開催させていただきました。競技場大会においては、それぞれの競技団体で定められた新型コロナウイルス感染症に関するガイドラインも含めて沿いながら、18種目の競技で大会が実施されました。

続きまして、第52回可茂地区体育大会には、14の競技種目に選手286名を派遣いたしました。

続きまして3段目の、3年ぶりに開催となりました第14回県民スポーツ大会は、我が地元の可茂地区を中心に開催をし、18の競技種目に選手389名を派遣いたしました。

次ページに表記してありますが、都市部の部におきまして第5位の成績を収めることができました。

第65回可児駅伝競走大会は、これまでロードコースで開催をしてまいりましたが、ぎふワールド・ローズガーデンの園内を周回するコースに変更し、こちらも3年ぶりに開催をしました。

指導者講習会は、中学校の部活動が地域に移行していくことを見据えながら、文化スポーツ課と協議をし、講習内容を整理し、令和5年3月11日に開催をしたところでございます。

会議関係につきましては、財団の定時理事会を5月18日と翌年の1月24日に、定時評議員

会を6月4日と翌年の2月4日にそれぞれ年2回開催しております。

可児シティマラソンについては、大会は中止しましたが、ハーフの部の新設に向け可児シティマラソン実行委員会の設立総会を6月20日に開催し、翌年1月19日に第40回記念大会の開催時期や大会規模などを可決していただいたところでございます。

令和4年度から可児市の体育施設の指定管理を体育連盟が単独で受託させていただいております。この間、ミズノスポーツサービス株式会社様と協働での経験や実績に加え、それ以前にも体育連盟が受託をして培ってまいりました知識を集約し、より一層気を引き締めて管理運営に傾注してまいっておりますところでございます。

6ページになりますが、体育連盟は可児市が掲げる一市民スポーツを主眼に、住みごころ一番・可児のため、競技スポーツ、生涯スポーツ、コミュニティスポーツなどのスポーツ事業の推進に向け努力してまいります。

続きまして、令和4年度の決算について御説明をいたします。

8ページをお願いします。

貸借対照表でございます。概略を先に説明させていただきます。

I資産の部。1.流動資産の合計は2,094万951円、2.固定資産の合計は2億1,904万2,009円、資産の合計が2億3,998万2,960円でございます。

II負債の部。負債の合計でございます。2,247万8,137円でございます。

III正味財産の部。1.指定正味財産の合計が1億9,069万1,171円、2.一般正味財産の合計が2,681万3,652円、正味財産合計が2億1,750万4,823円、負債及び正味財産合計が2億3,998万2,960円でございます。

前年度比の増減について、かいつまんで説明をいたします。

I資産の部に戻りまして、固定資産、(1)基本財産については、建物の383万1,650円の減となっておりますが、減価償却の振替によるものでございます。

(2)特定資産581万7,310円の増は、指定管理事業の受託費の残余金でございます。令和4年度からは、先ほども申し上げましたように可児市体育施設の指定管理を当財団が受託しておりまして、指定管理業務で事業を行った結果、余剰金が発生したというものでございます。私どもの財団、公益財団法人でございますので、収支相償が求められておりますので、剰余金を還元することで収支相償を維持することになります。そのため、指定管理の受託期間中に積立てとして蓄えまして、市と協議して還元策を進めていきたいと考えているところでございます。

(3)その他固定資産の減は、減価償却によるものでございます。

続きまして9ページ、10ページに移らせていただきます。

正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は企業で作成される損益計算書に当たります。同様に11ページ、12ページに正味財産増減計算書内訳表も掲載してございますので、併せて御確認いただきながらの説明になると思っておりますので、よろしくをお願いします。

戻りまして、9ページをお願いします。

I 一般正味財産増減の部では、1. 経常増減の部におけるものを説明させていただきます。経常収益計が9ページ中段1億7,432万2,758円。経常費用計は10ページの中段1億6,850万5,448円。経常増減額は581万7,310円となりました。

2の経常外増減の部はありません。一般正味財産期末残高は2,681万3,652円となりました。10ページ下段の指定正味財産増減の部では、一般正味財産への振替額がマイナス383万1,650円、これは建物の減価償却振替額でございます。指定正味財産期末残高は1億9,069万1,171円です。

III 正味財産期末残高は、2億1,750万4,823円となりました。

正味財産増減計算書の前年度との増減の主なところを説明させていただきます。

9ページに戻りまして、経常増減の部の(1)経常収益、3段目の事業収益の自主事業収益は、錬成館でのスポーツ教室の参加者が増えたことによる増でございます。指定管理事業収益は、体育連盟が単独で受託したことによる増でございます。センター運営事業収益は錬成館の貸館利用料金で、利用者が増えたことによる増でございます。指定管理自主事業収益は、指定管理施設でのスポーツ教室等の収益でございます。皆増になります。体育施設収益は、指定管理施設の利用料金でございますので、こちらも皆増となります。受取補助金等でございます。受取市補助金は県民スポーツ大会や可茂地区大会の開催に伴い大会参加費、派遣費、強化費などに加え、指定管理施設の電気料金の高騰による市からの負担金の増によりまして、前年度より増えてございます。また、受取負担金は、可児シティマラソンの参加料や事業者からの広告料や協賛金ですが、昨年度はシティマラソンを開催していませんので皆減となっています。雑収益は、指定管理施設の自動販売機の売上げが増えたことによるものでございます。

続きまして、(2)経常費用です。

経常費用では、令和4年度から体育施設の指定管理を体育連盟が単独で受託したことによりまして、増額で表れているところが多くなっています。給料手当、福利厚生費の人件費は、県民スポーツ大会をはじめとし大会イベントが前年度に比べて活発となったための増に加えまして、指定管理事業の単独受託による増額でございます。消耗什器備品費や消耗品費についても指定管理事業におけるものでございます。報償費、印刷製本費の減は、シティマラソンの未開催による報償費、印刷製本費を支出していないことによる減でございます。

9ページの中段、使用料でございますが、公用車をリースに切り替えましたので増になっておりまして、加えて指定管理事業の増でございます。光熱水費は、電気料金の高騰及び指定管理事業による増でございます。負担金は、指定管理職員の退職共済掛金負担金の皆増及び県民スポーツ大会や可茂地区大会への参加料の増によるものでございます。助成金は、大会への選手派遣費や強化費、激励金などでございますが、開催される大会が増えたことによるものでございます。一昨年は県民スポーツ大会は未開催、可茂地区大会は一部競技が未開催でありましたが、令和4年度はいずれも開催されたことによる増でございます。委託料は、ハーフマラソンの実施計画を作成したこと及び指定管理の委託事業によるものでございます。

修繕費は、指定管理事業による増、手数料は同様に指定管理事業による増でございます。

次ページの管理費でございますが、本来であれば全体に増になるわけでございますけど、令和3年度に岐阜県が実施した公益法人の運営組織及び事業活動の状況に関する立入検査というものがございまして、財団の全体事業費における管理費割合を修正することを指導されましたので、配分修正をしたことによりまして増減で表れているところでございます。

13ページは、令和4年度末現在の財産目録でございます。

14ページ、15ページは、財務諸表に対する注記でございます。

14ページ中段、3でございますが、基本財産及び特定資産の増減額及びその残高を示しているところでございます。下段の4．基本財産及び特定資産の財源等の内訳でございます。

以上、かいつまんで説明させていただきましたけど、おかげさまで指定管理を受けさせていただいて、できるだけ市民の方にサービスの低下にならないようにという形で運営してまいりました結果、余剰金として残させていただくことができましたので、改めて申し上げることもないでしょうけれども、利益還元を市とも協議しながら進めてまいりたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 冒頭に数字の訂正をなされた15ページの固定資産の取得価格云々の欄ですが、この資料16の決算報告書をずうっと見ておって、6番目の固定資産の中のソフトウェアですが、当期末残高がゼロとなっています。ということは、もうソフトウェアは利用していない、資産としてはもうゼロだということを意味すると私は理解しましたが、表をめくって元へ戻ると確かに8ページ、7万6,500円をソフトウェアで落としていますよね。取得価格は82万725円で累計処理したのが56万625円で、ここに26万100円の落差があるんだけど、これはどういう理解をすればいいんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 先ほど冒頭で訂正させていただきました誤植でございまして、ソフトウェアの取得価格と同額の減価償却累計額となっておりますので、そこに表記してあります56万625円が間違いでございまして、冒頭にそれを説明させていただきました。説明不足ですみません。よろしく申し上げます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

○委員（川上文浩君） 一気に指定管理事業が増えたので、決算もそういった数字が出ていると思うんですが、指定管理が変わって、その自主事業収益なんかとか収入の部分で改善されたのか、前と比較して、コロナ禍があったのでちょっと比較にならないかもしれませんが、そういった方向はどうなっていますか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 令和4年度の事業報告を市のほうに

指定管理の関係でお出しをさせてもらっていますけれども、令和3年度と令和4年度の比較におきましては、全体に利用実績も含めて125%になっているんですね。しかし、我々の今の感覚的には、令和元年度平均と比較すると、まだ若干利用がそこまで伸びていないと思っています。ですので、もう少しやっぱり利用が膨らんでこない、バランスのよい感じにはならないかなとは思いますが、ありがたいことに令和4年度はトレーニングジム機器も替えさせていただいたこともありますし、それからプール事業においても新しく水遊びみたいな遊具を持ってきて遊ばせるようなこともやらせていただいて、割と好評に進んでいまして順調に伸びているかなとは思っていますが、もう少し頑張って利用率を上げたいと思っています。

○委員（川上文浩君） せっかく指定管理取られて、活動の幅も広がって職員の数も増えて運営されているので、その効果をフルに発揮できるように、様々なことを考えて取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一点、光熱水費が約2,700万円、これはプールの関係もあって全部ぼーんと上がっていると思うんですけど、そういった部分でいくと、これ先ほど説明があった受取市補助金が光熱費などの値上げ分も含めて膨らんだということなんですけれども、そこに対する光熱費の増えというのは、プールとかいろんな新しい指定管理によって大幅に増えたと思うんですが、この補助金の中の光熱費補助に対する出のほうの効果というのはどれぐらいあったのか。分からなかったら結構です。決算的に見てその光熱費の部分の補助というのは、やはり大分、体育連盟とすると影響を受けて、いただいた部分は非常に運営には役に立ったというふうなものになるのかなということを知りたい。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 指定管理事業のそのもともとの受託をさせてもらったときには、電気代金としては1,440万円の予算を持っていました。最終的に指定管理で支出させてもらった電気料金といいますのは、11ページの内訳書を見ていただくと分かると思うんですけど、下段より5つぐらい上に指定管理事業の光熱水費というところがあると思うんですけど、そこで表している2,507万1,756円というのが光熱水費の全額なんですね。そのうちの電気使用料金が2,308万4,761円なんです。当初1,440万円しか持っていませんので、市のほうから負担をいただかないとショートしたということになります。なので、非常にありがたかったです。

○委員（川上文浩君） もう一点、これは要望的な話になってしまうんですけど、ハーフマラソンもできた、駅伝も再開したとなったときに、やはり駅伝なんかは参加者とかいろんな声を聞くと、やはり外を走りたいというような思いもありますし、やはり外を走りたい。マラソンなんかはいいんだけど、もうちょっと時間考えてほしいなという要望的な意見も大分入ってきておるので、体育連盟として対応できるところ、やはりたくさんの方に参加してもらうためには駅伝も外を走ってもらったほうがいいだろうし、ハーフマラソンも続けるのであれば、もう少し時間的な配慮というのもあるといいのかなというふうに思うので、今後検討していただければ。一応そういう声があります。声はたくさん届いているので願

いしたいなというふうに思います。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） ありがとうございます。

我々のほうにも届いていまして、いろんな取組をしながら、市民の方々が喜んでもらえるような事業になっていくといいなと思っていますので、またいろんな意見を教えていただいて、非常にハードルが高いところも実はあるものですから、その辺も含めていろんなことを考えながら進めさせていただきたいと思っていますので、またよろしくをお願いします。

○委員（川上文浩君） 地域のこととか、暮らしがあるので、その部分とか、警察の問題とか公安の問題もあるものですから、我々としてもそういったところには全面的に協力していきたいと思っているので、私も警察の知り合いいっぱいいますから言っていただければ。ちょっとでも公安の協力ができないので、本当に私、一時期関わったときに、やる意味がないというふうに最初言われました、警察からね。5年前か6年前に。理由が分からんで説明しろと言われてやった覚えがあって、やっと念願のハーフマラソンができたので、もっともっといい大会にできるようにみんなで協力していけたらなというふうに思うので、よろしくをお願いします。

○委員（酒井正司君） ハーフマラソンは、地域を対外的にアピールするすごくいい英断だったなあと思います。

関連ですけれども、14ページにマラソン積立預金というのがある、この趣旨と、それから9ページのちょうど真ん中の先ほど説明された受取負担金、シティマラソン中止になっておるのにと、この辺の関連をちょっと教えてください。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） まず、14ページの積立預金におきましては、これまで可児市シティマラソンを行ってきたときに協賛金とかそういったものをいただいた残額がありましたので、それを積み立てて、ハーフマラソンに向けて少しでも積み立てていこうということで残してあるお金でございます。したがって、実施すると円単位までではなくて何十万というお金が残ってまいりますので、そのものを積み立ててきたのが累計として525万3,874円ありましたということです。令和4年度はシティマラソンをやっていないので、ここの部分の増加がないということです。

9ページの受取負担金というものがゼロでしたよというのが、この受取負担金の中で参加費を科目上いただいてやっていますので、会計処理の関係でこの負担金というところに入れていますので、その部分が開催していないのでゼロですという御説明をしたところでございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑がある方はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 電気代についてお聞きします。

光熱水費という欄が上と下とあって、1つ目、例えば9ページの光熱水費でいうと、倍どころじゃないんだよな、前年度約145万円が当年度で約2,700万円、200%、20倍か、違うか。ちょっと頭が計算できんぐらいとんでもなく増えておるけど、これのうち、さっきの話でい

うと2,308万円ぐらいが電気代だと。それでやっていけるならいいんだけど、10月にまた中部電力が値上げすると言って、中部電力はミライズともう一個、送電業を専らやっておる、最終的に売ってくれるけれども値段は時価相場でという、とんでもない単価の。これは主にどっちから買っている部分がこうなっているのか。また、10月からの最低でも一般家庭で10%程度の値上げになるという話ですが、これは体育連盟にとっては何とかかなりそうなんですか。

○公益財団法人可児市体育連盟事務局長（杉山徳明君） 説明が下手くそだったので、もう一遍だけ説明をさせていただきますと、11ページの正味財産増減計算書内訳表というのを見ていただいて、ここだけじゃないんですけど、ページ的には。下から6段目に光熱水費というのがありますよね。その上のほうの表を見て、体育振興事業、センター管理、指定管理事業、指定管理自主事業、小計、一般事業というふうになっていまして、法人会計は管理費のほうにうたっていますのでここにはゼロで載っていますけど、左側の小計の部分でいいますと、体育振興事業とセンター管理というのが体育連盟が関わっているももとの運営費でございまして。その合計、光熱水費が200万円弱が決算、指定管理事業のところでは2,507万1,756円、これが指定管理事業における電気代なんですよね。先ほど委員おっしゃってみえるように、全体の電気代というのはこの指定管理事業において莫大に増えていますので、その関係で正味財産全体でいいますとそんなような形になっています。けれども、体育連盟の運営のほうに関しては、値上げ分も見込んで、今年度の話になりますので若干飛びますけど、値上げ分も見込んで補助金をいただいていますので、恐らく大丈夫だろうとは思っています。現在も、以前からも含めて節電はしながら進めていますので、そこで何とか乗り切れるだろうと思っています。

一方、指定管理事業につきましては、契約上は昨年度と同様で、私ども1,440万円の予算しか立てていません。したがって、ショートするようなことがあれば市に御相談させていただいて、また電気代だけ負担いただけるような形が望ましいとは思いますが、今のところ前年度よりは上がってきているというのは見て取れますので、なかなかうまくいかないかもしれません。説明になっていませんが、そんな形をお願いします。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、これで質疑を終わります。ありがとうございました。続きまして、公益財団法人可児市文化芸術振興財団の経営状況説明をお願いいたします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 失礼いたします。

日頃は、文化創造センター アーラの運営に御理解、御協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、資料番号17をお願いいたします。

最初に、事業報告でございまして。

1 ページ、2 ページの事業の概要のほうで御説明をさせていただきます。

令和4年度は開館20周年を迎えましたけれども、コロナ禍の中、基本的な感染対策を行いながら、一部出演者の新型コロナウイルス感染などによる中止もございましたけれども、ほぼ計画どおり事業を実施することができました。

1つ目の多彩な鑑賞事業につきましては、音楽、演劇、落語、映画など御覧のとおり多分野にわたって事業を実施いたしました。

下のほうへ行きまして2つ目、a1aまち元気プロジェクトにつきましては、アーラコレクションシリーズや多文化共生プロジェクト、大型市民参加事業など、文化創造センターアーラの看板事業として精力的に実施をいたしました。ワークショップやアウトリーチにつきましては、令和3年度は多くが中止となりましたけれども、令和4年度はほぼ計画どおり実施することができました。

3つ目、地域、他施設をリードする公立文化施設ですけれども、全国で16館が採択されました国の総合支援事業は、令和4年度が5年間継続補助の最終年度となりました。なお、令和5年度からの5年間につきましては、本年3月に劇場・音楽堂等機能強化総合支援の全国12施設に採択をされました。国も財政難ということで、採択される施設数ですとか補助金額が大きく削られておりますけれども、文化創造センターアーラは10万人規模の自治体としては唯一、東海地方でも唯一採択をいただきました。また、全国で文化創造センターアーラだけが補助希望額を満額で採択を受けております。これは社会包摂型の劇場経営に対する期待の表れだと理解をしております。

4つ目のその他ですけれども、館の運営におきまして、貸館事業については厳しい状況が続きました。また、電気料金の高騰の影響を大きく受けております。こうした中、令和4年度は12月議会及び3月議会におきまして補正予算を可決いただきまして、市から財政支援をいただいております。

なお、3ページから9ページは、それぞれの事業ごとの詳細な内容となります。

その次の10ページ、11ページは、処務の概要ということで役員、職員、役員会等に関する事項でございます。

続きまして、財務諸表について御説明をいたします。

12ページからとなります。

貸借対照表でございます。令和5年3月31日現在の財産の状況となりますけれども、22ページの財産目録のほうが見やすくなっておりますので、そちらのほうを御覧いただきたいと思っております。

流動資産では、未収金が5,300万円ほどとなっておりますけれども、これは3月末現在では収入されていない補助金等となります。4月以降に収入をしております。

固定資産は、基本財産が国債と定期預金で合計1億円でございます。この1億円は、財産設立時の市からの出捐金となります。

流動負債、固定負債は御覧のとおりでございます。資産合計から負債合計を差し引いた

1億3,800万円ほどが財団の正味財産でございます。

続いて、令和4年度の事業活動の収支につきまして、正味財産増減計算書で御説明をさせていただきます。

13ページを御覧ください。

(1)の経常収益の合計につきましては、表の中ほどにありますとおり6億4,000万円ほどになっておりまして、前年度と比べますと1億円あまり増となっております。その理由の一つは、表の上のほうにあります事業収益の増でございます。コロナ禍が終息に向かう中で、入場料収益や利用料金収益、公演事業収益が増となっております。あと、その下の受取補助金等と受取負担金も大きく増となっております。

この詳細な内容につきましては、21ページのほうに内訳がございます。5番の表でございますけれども、下のほうにございますが、電気料金の高騰ですとか施設利用者の減に対する市からの負担金ということで、先ほど申し上げましたけれども合計で3,040万円をいただいております。

13ページのほうに戻らせていただきます。

表の下のほうから14ページにかけましては、経常費用となります。

職員の業務に対する従事割合によりまして、事業費と管理費に分けて支出をしております。事業活動が活発になったことで給料手当や旅費交通費、賃借料、諸謝金、委託費などが増となっております。また、電気料金の高騰によりまして光熱水費が大きく増となっております。

経常費用全体といたしましては、14ページの真ん中やや下辺りにございますとおり約6億3,400万円で、前年度と比べますと7,200万円ほどの増となっております。

収支の結果といたしましては御覧のとおり約787万円の黒字決算となりました。これも財政状況が大変厳しい中、補正予算の議決をいただきまして、市から多額の負担金をいただけたおかげと考えております。つきましては、そのいただいた負担金につきまして精算をさせていただくということで、市と協議をさせていただきました。その結果、黒字分につきましては、令和5年度におきまして市へ全額返還させていただきますので、今回の令和4年度決算と併せまして御報告をさせていただきます。

なお、資料の16ページから19ページまでは、3種類ございます各事業会計に振り分けた内訳表となります。

20ページ、21ページは、財務諸表に対する注記、22ページは先ほど御説明をいたしました財産目録、23ページは財団管理によります監査報告書でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 22ページ、流動負債の最後に未払金という形で中部電力ほか電気料金が3月分その他で約4,600万円ということですが、電気代そのものは年間で別表を見ると約600万円ぐらいですか。600万円で12か月だから月当たり50万円程度。この流動負債の4,600

万円に対して電気代が小さいもので、あんまり影響ないのかなと思いつつ、先ほど来の説明であるように電気代が高騰しているのは事実でして、どこから買うかにもよりますけれども、要は倍以上になっている。文化創造センター アーラも40万円弱から月50万円に上がっているんですが、今後、そのままずっと上がっていくということも考えられる情勢なので、その辺を考えると電気代対策がきちっとどこまでできているか。例えばLED化をさらに進めていくとか、昼間、文化創造センター アーラが営業している場合はあれですが、太陽光は使っていないので、太陽光の関係で起こしておいて、起こした電気を蓄電するとか、独自の対策も必要なんじゃないかと。ぼちぼちそういうことも考える時期に来ているんじゃないかと思うんだけど、その今できている対策と方針、それから今後何か検討していることがあれば、方向性についてお考えをお示ししたいと思います。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

まず、電気代、光熱水費でございますけれども、正味財産増減計算書のほうで見ますと、事業費と管理費で分けて計上しておりますが、合計しますと6,700万円ほどということで、大分かかっております。そのうち電気代としては約6,500万円ということで御理解いただきたいというふうに思いまして、大変多額になっております。資料12ページの貸借対照表におきまして未払金約4,600万円ということで、流動負債の大部分を占めておるわけでございますけれども、このうちの3月分の電気料金につきましては約501万円ということで、月大体500万円ほどですと年間で約6,000万円ぐらいと御理解いただければというふうに思います。

いろいろ知恵を絞って電気料金の削減ということで努力をしているわけでございますけれども、令和4年度につきましては、空調の設定温度の調整、これは建物の中によっても階層によってもいろいろ温度が違ってまいりますので、きめ細かく設定温度を変えたりですとか、運転時間を朝早めではなくて少し遅らせてつけるとか、閉館時間いっぱいではなくてちょっと前に切るとか、削減をしたりか、あるいはまだ一部LEDでないところもございまして、そういったところは照明を間引きをしたりですとか、細かい話を申し上げますと便座の温度設定につきましても細かく時期によって変えたりですとか、あるいは電力会社と協議しながらいろいろ情報をいただいたりとか、可能な限り節電対策を実施いたしました。当然でございますが、その取組は現在も継続をして行っております。

また、以前からの深夜電力を活用したりですとか、あるいは先ほどお話ございました太陽光発電につきましては、建設当時から枚数は多くはないんですけれどもございまして、全体の割合はかなり低いものではございますけれども、太陽光発電も一部ございます。

御承知のとおり大規模改修工事もございましたので、そういったところで省エネ化、特に空調ですけれども、そういったことも図りながら、そういった改修工事につきまして市と協議しながら進めてきているというところでございます。

LED化につきましても、まだできていないところもございまして、そういったことも市と協議しながら進めていければなあと思っております。これまでいろいろやってきておりますが、今後も可能な限り様々な取組を行ってまいりたいと、努力をしてまいりたいと思

っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑の方は。

○委員（川上文浩君） まずは、事業報告の中で3ページの新日本フィルハーモニー中止、それから6ページのシリーズ「恋文」の秋田ツアー中止、どちらも公演側の都合で中止になっているんですけど、これに対して財団なりに与えられた損害の賠償責任の請求なり何なり、処理というのはどうされていますか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 3ページの新日本フィルハーモニーのほうにつきましては、演者の方が感染をされたということで公演中止をしておりますし、あと6ページのシリーズ「恋文」秋田ツアーにつきましては、先方の公民館の公演、設備故障による中止ということでした。

○委員（川上文浩君） この補償をどうしましたかと。損害被っているはずなんだよね、財団なり市が。その補償はどうなっているの。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 新日本フィルハーモニーにつきましては、不可抗力ということもございます。新型コロナウイルス感染ということで、契約も踏まえまして協議をいたしました結果、特に損害賠償を請求するということはないんですけれども、今後また公演をお願いするということで話をしているところでございます。

○委員（川上文浩君） 契約書に、こういった場合はいいですよと、契約不履行でもいいですよなんていう契約書になっているの。本来であれば向こうの都合で中止になって損害被っているはずだから、損害賠償請求しなくちゃいけないんじゃないの。これに係る経費とかかかっているわけでしょう。例えばチケットも作ったり何かしていたりとか、いろんなことで経費かかっているはずじゃないですか。明らかに向こうの都合で中止になったコンサートですよ。それって契約書にちゃんと書かれていないわけですか、契約の段階で。だから本来なら向こうの完全な都合、新型コロナウイルス感染症であろうが何だろが、例えば不可抗力で地震があったり何かしたときにはどうか分からないけど、契約書が必ずあって、そのところでこういった場合の補償についてはあるはずなんだけど、これはいいですよということであれば仕方ないと思うんだけど、本来は請求すべきものじゃないですかというふうに思うので、あとの問題もそうだけど、これは向こうの都合で中止になっていると。それに対して財団なり市が損害を与えられたのであれば、請求しなくちゃいけないんですかということをお聞きしている。契約書でそういうことはないですよという契約ならもう仕方ないので、契約書がどんな契約しているんだという話になってくるので、そうなる。契約書自体が。そんな契約書あるのかみたいのところになってくるので、それについてお聞きしたいだけの話です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（川上文浩君） 局長は代わられたばかりなのでちょっと分からないかもしれないので、それは本当に前の局長とか館長とかそういったちゃんとした契約結んでもらわないと困

るので、税金大分入っていますからね、指定管理料云々入っているの、そういったところはちゃんとしないとまずいんじゃないですかね、これ。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 不可抗力の場合につきましては、そういったものを請求しないという内容になっている、手元にございませんであれなんですけれども、そういったことで双方協議をしてそういうふうになったと理解しております。以上です。

○委員（川上文浩君） 新型コロナウイルス感染症って不可抗力になるの、契約上。違うと思うんだけど、僕は。新型コロナウイルス感染しました、それは不可抗力ですか。このときはまだ5類になっていないんだけど、それ不可抗力に値するの。契約上それ入っているの、不可抗力の中に新型コロナウイルス感染症も入っている。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） そこまでの内容は入っていないと思います。

○委員（川上文浩君） とすると、いや、新型コロナウイルス感染症は不可抗力で損害賠償請求しませんが、誰が決めたの。どこで決まったの。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） お調べしてお答えさせていただきたいと思います。

○委員（川上文浩君） あと、シリーズ「恋文」の件は。ちょっと局長、申し訳ないな、分からないと思うんだよな、4月から来て急に、ちょっと申し訳ないんだけど、この部分はどうですか。向こうの都合で公演中止になっています、チケットはあれしています、これでやれば大分収益が上がる事業じゃないですか。収益がちゃんと上がって収入がどんと入ってくるやつですよ、毎年ね。それが中止になったと。なった場合に、これは明らかに設備の故障という、その部分の補償を求めるべきなんじゃないかと思うんだけど、そういうことはされていないんですか、この場合も。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） これにつきましても、先ほどの話と同様にお調べいたしまして、御報告させていただきます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（酒井正司君） 数字を見る限り、どうしてもコロナ禍を挟んでいますので当然数字は大きく変わるので、ちょっと評価のしようがないなというのがまず感想なので、ただ、大きな金額が動く経営でございますので、できればもうちょっと長期的な数字がね、簡単な数字でいいので、経常費用と営業収益とか大まかなものの長期的なものが欲しいなという希望です。

それと、このアニュアルレポートのほうで20歳から29歳、それから30歳から39歳だけが、よその年代と比べて落ちているんですよ、フレンドシップ会員がね。だからこれをちょっと頭に置いて、ほかは全部伸びているのにここだけ落ちているというのは、やっぱり何かあると思うので、ちょっと念頭において事業計画の一端に組み込んでいただければと、これは希

望です。以上です。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 確かにおっしゃるとおりでして、若い方をいかに巻き込んでいくのか、鑑賞していただくのか、関わっていただくのかというところが課題でございますので、どうしても女性の高齢の方の御利用が多いというのは昔からの現実でございますけれども、こういった若い方に対する政策についてもいろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

また、先を見越した財務計画も立てていきたいとは思ってはおりますけれども、現実としましては、指定管理を受けております令和7年度までにつきましては現状の計画の中でやっていきたいというふうに考えております。その先も指定管理が任せていただけるようにまた努力をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（川上文浩君） すみません。

旅費交通費なんですけど、これがまち元気・市民交流促進事業で約1,052万4,000円とか計上してあって、僕、前も聞いたかも分からないので申し訳ないんですけど、事業の旅費交通費をここで上げるという理由は何なんですか。事業ごとにそれは上げて行ってやっていけばいいだけの話なんじゃないかなと。わざわざどうして旅費交通費をここに上げなくちゃいけない理由はこういった意味でここに上がっている、何に使う旅費交通費なのかというのをちょっとお聞きしたいなど。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 旅費交通費、事業費や管理費のほうで上がっておりますけれども、アーティストの移動ですとか、あるいは講師派遣ですとか、もろもろ事業に係る費用というものが合計でこれだけかかっているということで、それを事業費と管理費のほうに振り分けているというものでございます。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 旅費交通費は別建てでお支払いして、その公演事業費とは分けてやっているということですか。分かりました。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですのでこれで終了といたします。

参考人の方はありがとうございました。

ここで、11時まで休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時59分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に3つ目、報告事項①(1)の可児市多文化共生推進計画の策定についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） 資料の2を御覧ください。

可児市多文化共生推進計画の改定について御報告申し上げます。

1. 概要についてといたしまして、目的ですが、現在進んでおります可児市多文化共生推進計画が今年度で最終年度となる関係から、新たに計画を改定するものでございます。

計画期間といたしましては、令和6年4月から令和10年3月の4年間を予定しております。

見直しの内容につきましては、基本理念や施策の柱などは継続するものの、これまでの計画の推進状況や社会情勢の変化、新たな課題を整理するものでございます。

2のスケジュールです。

策定スケジュールに関しましては、改定となる推進計画を計画的に推進していくための基準となる外国籍市民意識調査を昨年度実施いたしました。7月28日には第1回可児市多文化共生推進会議を開催し、計画策定について御協議をさせていただきました。9月15日には、今週金曜日になりますが、第2回推進会議の開催を予定しております。その後、庁議や、必要であれば第3回推進会議を開くなどし、各計画案を12月議会で御説明をさせていただいた後、パブリックコメントを令和6年1月に実施をする予定でございます。

新たな計画の実施は、先ほども申しましたが令和6年4月からを予定しております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、この件に関して質疑はございませんか。

○委員（高木将延君） 現段階で新たな課題、何か市のほうで把握しているものってありますでしょうか。

○地域協働課長（田島純平君） 今後も進展が予測されます多国籍化に伴う新たな課題について整理することなどを予定しておりますが、例えば今で言いますとフィリピンの方やブラジルの方が多くを占めておりますけれども、数年前からベトナム国籍の方も徐々に増えてきておまして、その辺のことが今後の課題になってくるかなあと考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（酒井正司君） まさに地域協働課のテーマですけど、自治会で結構やっぱり多文化、多国籍の方と非常に自治会加入率の問題、あるいはいろんな行事の参加、費用の負担等々が問題になっているケースが多いんでね、その辺ちょっと注意を払ってお願いしたいと思います。

○地域協働課長（田島純平君） やはり地域によっては外国籍市民の方が多い地域もございませし、今委員がおっしゃられたように自治会加入の課題についても、後ほど御説明させていただきますけれども、自治会の加入について課題になっている地域もございませるので、その辺も担当課として協力させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に、可児市人権施策推進指針の策定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） 資料の3を御覧ください。

可児市人権施策推進指針の改定について御報告申し上げます。

1の概要といたしまして、目的ですが、こちらも現在進んでおります第3期の推進指針が今年度で最終年度となる関係から、新たに指針を改定するものでございます。期間は、先ほどと同じく令和6年4月から令和10年3月の4年間を予定しております。見直しの内容につきましては、こちらも基本理念や指針の方向など基本的には継続するものの、これまでの指針の進捗状況や社会情勢の変化、新たな課題を整理するものでございます。例にあります刑を終えて出所した人の人権については、市の再犯防止推進計画と位置づけまして、新しい指針の中に組み込みたいと考えております。

2のスケジュールになります。

策定スケジュールにつきましては、令和4年8月に市民意識調査を実施いたしました。9月12日には、2日前ですが、第1回可児市人権施策推進指針策定委員会を開催いたしまして、先ほどの市民意識調査の結果を踏まえまして、現計画の推進状況や改定内容につきまして御協議をさせていただきました。10月には第2回策定委員会を開催し、11月の庁議を経て、必要があれば第3回の策定委員会を開くなどして計画案を12月議会で御説明させていただいた後、令和6年1月にパブリックコメントを実施する予定でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

では、この件に関して質疑はございませんか。

よろしいですか。

○委員（野呂和久君） すみません。

8月に行われた市民意識調査の結果というのは、これは委員会、また議会等での報告というか内容はされたのでしょうか。

○地域協働課長（田島純平君） こちらが市民の人権意識調査報告書になっておりまして、報告がされてはおると思いますけれども、4年前と比較するような形で冊子になっておりますので、こちらを御覧いただければアンケートの内容については把握できると思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 当委員会の直接掌握事項ではないのかもしれませんが、ばら教室KAN I、第1、第2でやっていて、結構もう満杯に、35人定員やったかな。土田の第1が30人ぐらい入ってみえるような状況で、先ほどの報告でフィリピンが増え、またさらに最近はベ

トナムも、もう地域ではブラジルよりもベトナムの人をたくさん見かける土田であります、そういう状況でこちらのプレ教育のほうと日本人の地域社会とどうなじんでもらうかということ、適宜連携を取ってやっておられるのでしょうか。今日も朝来るときに、あれ、学校行っていない子供だなというのが自転車乗ってぴーっと逆走して頑張って走ってきよったもんで、危ないなあと思いつつ、そんな思いが走ったんですけど、どうでしょう。

○地域協働課長（田島純平君） 連携は当然、教育委員会、それから多文化共生センター フレビア等と連携しながら、需要等も確認しながら、ばら教室についても対応していきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

それでは、質疑もないようですので、この件は終了といたします。

次に3つ目の、可児市子どもの読書活動推進計画についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○図書館長（古山友生君） よろしくお願ひします。

可児市子どもの読書活動推進計画についてということございまして、資料4を御覧ください。

子どもの読書活動推進計画につきましては、現在第4次ですね、令和2年度から令和5年度の計画期間中で、本年度が計画の最終年度となります。本来なら、今年度中に第5次の計画を策定することになり、第5次に盛り込む計画としましては、2番目に記載しているような新分館の開設や活用、あるいは電子書籍の導入、あるいは移動図書館事業の廃止ということになるかと思っておりましたが、3番に記載させていただいておりますように、新分館につきましてはこれから開館することになりますので、市民の反応や目標値の設定が現時点では非常に困難であるということ、また新型コロナウイルス感染症により自粛していた活動が、本年度より本格稼働しております、コロナ禍後の活動実績が不確定な中で、これから先の目標値の設定が非常に難しいというような状況であることから、こういったことも踏まえて図書館協議会のほうでも諮りまして、委員の方からの意見も踏まえ、一番下の二重丸に記載してあるとおり、本年度につきましては状況の変化を盛り込んだ第4次計画（改訂版）を策定し、第4次計画の終期を1年延伸させていただきたいと思っております。

そして、令和6年度に改めて新分館や電子書籍導入を踏まえた第5次計画の新規策定をいたしたいと考えております。

なお、第4次の計画、今策定中でございますけれども、改訂版ができましたら議会のほうにも報告させていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時13分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、報告事項(4) 可児市市営住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○施設住宅課長（今井亨紀君） お手元の資料、資料の5を御覧ください。

次の議会、12月定例会におきまして、可児市市営住宅管理条例の一部改正の上程を予定しておりますので、現時点で予定している主な改正内容について御報告させていただきます。

今回予定している条例改正は、主に入居者の資格関係と共益費の徴収に関するものとなります。

まず1点目、入居者（申込者）の資格で第5条関係となります。

今回、改正予定部分以外にも、申込み資格として収入要件であるとか住宅困窮要件、暴力団でない方などの要件もありますので、申し添えます。

それでは、まず①市内在住または在勤要件に関してです。

現行条例では、市営住宅の申込み要件で市内在住または在勤を要件としておりますけれども、平成24年度の条例改正において、兼山地区における高齢化や人口減少があることから、子育て世帯や若年層の増加を図るため要件を緩和し、兼山地区の市営住宅に入居しようとする方は、市内在住または在勤を要しないこととしています。

改正案は、社会情勢の変化により定住子育て世帯、若年層の増加は全市的に取り組む必要があることから、兼山地区の市営住宅においても市内在住または在勤を要件とし、市内全域を市内在住または在勤を原則要件とします。ただし、子育て世帯や新婚世帯等の申込みを広く認め、ただし書規定を設け、市長が特別に認めた場合には、市内全域において市内在住または在勤を要しないということとします。

次に、②市税の滞納要件に関してですが、現行条例では、市税の滞納者は入居申込みができないことになっています。改正案は、市営住宅は住宅に困窮する低額所得者に対して、低額な家賃で賃貸することにより、生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。生活の立て直しのために市営住宅に移り、滞納を解消しようとする滞納者は申込みをすることができないこともあり、原則、市税滞納者は入居の申込みができませんけれども、これもただし書の規定を設け、市長が特別に認めた場合には申込みを可能とします。

想定としては、市税の分納計画を立て実行をしており、納付誓約の支払い履行がされている場合や、市営住宅に入居することで発生する余裕資金の範囲でおおむね1年以内に滞納を解消される見込みのある滞納者を想定しています。

次に、③同居親族要件に関してですけれども、現行条例では、現に同居し、または同居し

ようとする親族（婚姻の届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）ということがあります。ただし、60歳以上の方、障がい者の方、DV被害者等の一定の要件があれば単身入居も認めています。また、単身できる市営住宅は、床面積45平米以下の小規模住宅としております。

これに対して改正案ですけれども、国は平成23年の公営住宅法の改正により、同居親族要件を廃止しておりますけれども、入居資格については、公営住宅法に定めるほか事業主体の判断に委ねられており、多数の事業主体で同居親族要件を条例上規定し継続しております。令和4年の国の通知では、若年単身世帯を含む単身世帯の増加傾向を踏まえて、同居親族要件の廃止の検討を求めています。

これらのことを踏まえ、同居親族要件は同居する者がある場合には原則親族であることとし、単身要件は撤廃することとします。また、小規模住宅の規模を床面積45平米以下から55.4平米以下に拡大し、増加傾向である単身入居需要に対応したいと思っております。

次、2点目、共益費の徴収で第17条・第30条関係となります。

現在、街灯の電気使用量や住宅敷地内の清掃等、共益的な費用は入居者が負担することとし、入居者自ら費用の集金や支払いを行っています。しかし、近年情勢が変化し、入居者の高齢化や外国人世帯の増加等により、入居者による自主運営が困難になってきております。共益費の未払い等が度々起こっている状況です。また、令和4年9月議会において議決いただきました、入居者間の共益費等の支払いについて争いが生じていることから、裁判外紛争解決手続によるあっせんを申し立て、都合6回の期日を設け弁護士によるあっせんが行われましたけれども、令和5年5月に不成立として終結しています。このことは、市営住宅の管理運営事業の円滑な実施に支障を来しており、また入居者の安心な暮らしを妨げることから、市が共益費を徴収することを条例で規定し、住宅困窮者の安全を図ることとします。入居者により慣例的に今まで行われてきたものを、時代の要請により明確化するというところでございます。

それで、まず①17条の入居者の費用負担義務の規定に項目を追加し、市長は共益費を入居者から徴収する規定を設け、共用部分に係る使用料、維持費、軽微な修繕費を徴収できることとします。細かな徴収方法については、別に定める要綱等で規定する予定です。

次に②、これについては第30条の住宅の明渡し要件の規定について、家賃に加え共益費を滞納した場合にも明渡しの対象とすることを追加することとします。

今後の予定ですけれども、各市営住宅の既存の入居者に対して、共益費に関する説明会を行いまして、パブリックコメントを経て12月議会に上程する予定としております。改正条例の施行につきましては、関連要綱等の策定など、あと共益費の徴収の準備などを行い、令和6年度4月からの徴収に合わせて施行を予定しております。

報告は以上となります。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして質疑はございませんか。

○委員（川上文浩君） どう思うかという質問なんですけれども、入居の要件を変えていくということですね。今は全国でも多くはないですけど、LGBT対応という条例をつくっているところも大分、4年ぐらい前から出てきているんですけども、そういったお考えについてはどのように。

○施設住宅課長（今井亨紀君） LGBTQという方たちですけども、皆さんも御存じのように岐阜県が9月1日からパートナーシップ宣言というものを始めておりまして、こちらのほうにつきましては、今御説明した中で、親族の扱いですけども、ここに婚姻の届出はないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものその他婚姻の予約を含むということで、こちらのほうの規定で、岐阜県の県営住宅のほうもこれで取扱いはできるというふうに対応していると聞いておりまして、特にそれに関して条例を変える必要は考えておりませんけれども、今のこの規定において、今後市の全体的な方針があれば、その宣誓書の受領証というものが発行されると思うんですけども、そういった書面を確認して申込資格がありますねというところで入居を認める、ほかの困窮度にも属しないとイケないんですけども、それを取り扱って入居は可能かというふうに考えております。

○委員（川上文浩君） ということは、県の状況を見ながら徐々にいろいろ検討を加えていって、パートナーシップ制度はもう今、県のほうは進めているんだよね。もう制定しているよね。それについて、可児市もパートナーシップ制度は利用できるんですよ。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今の条例の範囲で基本的にはできると思っていますけど、あとは可児市全体が進めていきますよという方針となれば、そこで今後の入居募集からはできるかなと思っています。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○委員（野呂和久君） 兼山地区の市営住宅の入居の件ですが、①のところですけども、現状ではこの要件での入居状況というのはどんな状況。例えば、直近、最近で言うとその要件で兼山の市営住宅に入居何人されたとか、そういう状況は実際どうなんでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） すみません、細かい状況は分かりませんが、今までやってきたところだと思うところは、基本的に平成24年度に今の子育て支援世帯とか若年層ということでしたけれども、兼山全体を市内在住、在勤を要しないということになっていますので、いわゆる高齢者の方でも市外の方でも入れるという状況でしたけれども、兼山地区につきましては4団地ありますけれども、募集してもなかなか、少し離れているということもあって募集割れするということもありますし、今現在、定期募集とは違った随時募集をしておる場所もありますけれども、そこでもまだ残っている状態もありますので、なかなか入居していただけないということもありますし、全体的な募集の率としましては、ここ数年大体1.数%から2%ということで、そんなに多くの方が申込みしてということではない状況ですので、今後子育て世帯の方がそういったところ、特に兼山という地区でも入っていただけて、市営住宅の団地の中でやっぱり高齢化が進んでいますので、そこにやっぱり

若い世代の方が入って行って、そのコミュニティのバランスが取れる形で活性化していく
といいのかなというふうに思っています。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方。

○委員（高木将延君） 小規模住宅ですが、今までは主に川合だったと思うんですけど、今45
平米から55.4平米以下に拡大すると、何室ぐらいどこに増えるか分かりますか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今現在、45平米以下の住宅というのが、今言われたように川
合の東野住宅というところが多いんですけれども、一部兼山の柳栄住宅の一部ということで、
今現在が45平米以下の戸数が73戸あります。今これがほぼ埋まっておる状態ですけれども、
あと今回、55.4平米以下を増やしますと、45戸増えまして全部で118戸ということになります。
ただし、皆さん住んでおられますので、実際には空いたところを募集していくということ
なので、戸数としてはあるんですけれども、実際の募集としては1戸とか2戸とかという
ことになるかと思えます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（酒井正司君） 第17条、いわゆる共益費の義務負担の規定が増えるわけですけど、徴
収できることとするという文言、これ現在は共益費はどうなっているんですか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今、共益費のことは、一切触れられておりませんけ
れども、条例では、今、入居者の負担義務という第17条のところでは、負担は入居者にある
ということだけで、それをどのように集めるとか支払うとかという規定がないもんですから、
今までは慣例的に入居者の皆さんで集めて、そこから電気代を払ったりとかいうことをして
いましたけれども、やっぱり先ほども申しましたように、今後はそこら辺の、ある意味曖昧
なところになっていましたので、そこを時代の流れといいますか、市が徴収するということ
で明確化して透明化していくというふうなところでしっかりと、今も皆さんで集めているん
ですけど、なかなか誰かが払ってくれないとかいうこともいろいろ聞いておりますので、そ
の辺を明らかにしていくということになります。

○委員（酒井正司君） 明確化とか透明化は一番分かりやすいです。ただ、現在入っておる人
がね、入居者の説得といいますか理解といいますか、その辺ちょっと大変だと思うんですが、
どうですか、その辺。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 先ほども申しましたように、今後、各団地の入居者の方には
一度説明会という形で集まっていたいて、今、特に一番気になるのはその金額とかそうい
うことになるのかと思うんですけれども、今現在皆さんが集めてみえる費用というのがあり
ますけれども、それが何に当たってというところが曖昧なところも実際皆さんがやっていま
すのであるんですけれど、こちらでやっぱり除草の範囲とか清掃とか電気代、電気代は皆さ
んが今払っているものをお聞きして積み上げておりますけれど、住宅によってはそんなに変
わらないところもあります、いろんな高層の設備がいろいろとあるようなところですか
かなり費用が上がってきますので、場所によっては今より倍ぐらい上がる場所もある

んですけども、その分、皆さんが掃除したりそういったことはなくなってくるようになると思うんですが、その辺については、実費の電気代とかそういったものは当然こちらで徴収する格好ですけど、今考えているのは維持管理の部分ですね。除草とか清掃とかというところは、もし皆さんでやれますよという団地、これはある程度の方の同意とか承知の上でということになりますけれども、そういった申請があれば、その分は皆さんでやっていただいて、徴収する金額は安くするというふうなことも一部考えていますので、その辺りは今後の説明会で御説明させていただいて、皆さんの御意思とかその辺を確認した上で進めていきたいというふうに思っています。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（野呂和久君） あと使用料のところなんですけど、その市営住宅の住宅によっては各個別に金額請求できるような、そのメーターがついていなくて、それで何か集団というか住んでいらっしゃる方で集金をしてというようなことを、これかなり前の話なので、もうそれは変わっていますよということであればいいんですけど、それは改善されていて、今の水道料金とかそういうものは戸別でメーターがちゃんと設置されていて、各戸ごとで集金額幾らで幾ら支払ってくださいというふうなメーターとかそういうものは全部設置されているということではなかったでしょうか。

○施設住宅課長（今井亨紀君） 今のお話でいくと、メーター類に関しては、市営住宅の団地ですと、共同住宅タイプですね、そういったところが3棟ほどありますけれども、3団地ほどありますけれども、そこについて、水道に関して言うと子メーターはもう既に前から設置があります。皆さんでそのメーターを読んで、実際には子メーターも各メーターボックス、玄関付近のメーターボックスについていますけど、実際には集中検針盤というものもついていきますので、そこで係の方が読んで皆さんから集めて、水道事業者に支払いをしていると。

あとは、ガスとか電気とかもメーターが当然同じ場所のようなところにありますけど、これは事業者でやっていますので、皆さんで一々読んでということはないんですけども、水道につきましては共用部分のものではないものですから、今回の共益費としてはまた別物の話になりますけれども、現在、上下水道料金課のほうともちょっと協議をしまして、そこら辺の徴収方法とかその辺がちょっと切替えができないかということで、共益費とはちょっと別の話になってきますので、別建てで考えを進めています。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しては終了いたします。

次に5つ目の、（仮称）可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業に伴う用途地域の指定についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） よろしく申し上げます。

資料6を御覧ください。

（仮称）可児御嵩インターチェンジ工業団地開発に伴う用途地域の指定についてでございます。

用途地域に指定する前に、工業団地の区域につきましては、現在、特定用途制限地域となっておりますので、それを一旦外します。その後、用途地域を工業地域に指定し、新たに地区計画を設定するという流れになります。

資料の2番にございます都市計画の変更内容及び建築を制限する具体的な建物という表を御覧ください。

濃い青色でハッチングしております欄でございますが、特定用途制限地域、用途地域、地区計画、その結果というふうな表になっております。基本的には、特定用途制限地域で制限しております建物を、工業地域の用途を指定したときに建築可能になってしまうものについて、地区計画で規制をするということになります。表の下から2段目、危険物（石油類、火薬類、ガス類）の貯蔵または処理に供する建築物の欄につきましては、工場を操業していくに当たって必要な燃料の備蓄等が必要になってきますので、そのことにつきましては、その一番右の結果欄のところで建築可能というふうにしております。ですので、現在の特定用途制限地域と違うところは、その危険物の貯蔵及び処理に供する建物を建築可とするところが違うところとなってきます。

次のページですが、青色にハッチングしたところが可児市分の約17ヘクタール、開発区域とイコールの区域となっております。

今後のスケジュールでございますが、まず今年の8月の初旬に広見東の自治連合会の役員に説明をしております。その中で、地元周知につきましては地元回覧でということで承諾いただきましたので、9月の1日号の広報で回覧をいたしております。その後、この原案の縦覧を9月8日から9月22日までの2週間行っております。その後、この原案で御意見をいただいて案が確定するのが大体12月ぐらい。その後、都市計画審議会等を経まして地区計画の条例改正がございますので、令和6年6月の議案に上程をさせていただきます。地区計画の条例が施行するのが令和6年7月という流れで今進めておるところでございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑がある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

次に6つ目の、かわまちづくり事業に伴う都市再生整備計画の変更についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 続きましてよろしく申し上げます。

かわまちづくり基本計画及び都市再生整備計画において計画しておりました事業につきま

して図面がございますが、ここに基幹事業及び関連事業というところで、四角に囲ってあります青色でハッチングされたものが基幹事業、破線で囲まれたものが関連事業というところで計画をしておりましたが、今回それを見直すということで御報告させていただきます。

まず、基幹事業の①、図面の一番右の上でございます。こちらにつきましては、太田橋の下を歩行者が通過する通路を造るということで、以前基本設計を行いまして、今回詳細設計を行いました。その中で問題となってきましたのは、近年始まりました丸山ダムの事前放流、あと関西電力の流量調整による放流がございまして、その水位が近年の状況を見ますと、河床から4メートルを超えるぐらいの高さで来ることが分かってきました。今回、ボーリング調査等して詳細設計を行った結果、その通行する通路の高さが4メートルより低い高さとなってしまいまして、大体今の概算でいきますと1.5メートルぐらい通路が水没してしまうということが、今回詳細設計によって判明しましたので、この事業につきましては廃止していく方向で考えております。それに伴いまして、基本設計のときに国庫補助金を200万円充当しております。事前に県及び中部地方整備局との協議により、アンダーパスが建設不可能ということであれば補助金返還ということで言われておりまして、今のところ年内をめどに補助金を200万円返還しなければいけないというような御意見をいただいております。

続きまして、その隣の②番です。

こちらにつきましては、当初駐車場を整備するというで考えておりましたが、今年度、カヤバ株式会社のほうから駐車場につきまして9台分無償提供をいただきまして現在既に稼働しておりますが、それによって整備する必要がなくなったということでございます。

その隣、③番です。

こちらにつきましては、遊歩道友の会の方が現地の竹林の竹を利用したベンチを数基作っていただきましたので、それを利用させていただくということで整備が不要になったということでございます。

続きまして、真ん中左上ぐらいですかね、河畔林を利用したアウトドアスポーツ環境を整備する予定で河畔林を残しておりましたが、国土交通省のほうが残す前後の河畔林を伐採したときに、どうもその川の流れが変わって、残すべき河畔林がなくなって流出してしまったということで、現地にその河畔林を利用したアウトドアスポーツ施設をつくるのが不可能となったしまったということで、これは建設が不可能になったということでございます。

図面の左側、⑥番、⑦番でございます。

基本計画整備時は、国土交通省のほうの方も委員となっていて計画をつくっておったわけですが、その後実際に占用等の協議に伺ったときに、この土地の一部が財務省管轄の資材置場の土地であるということで、使用するの不可であるということと、木曽川の河川改修の未改修区間が含まれているということで、整備することがちょっと困難になったというような御意見をいただけてきましたので、この整備計画から外すということにしております。

それから⑧番です。

下のほうの右側にありますが、こちらの看板を削除しましたのは、現在用地買収及び建設工事を進めております県道中濃大橋御嵩線から日特スパークテックWKSパークへの進入路につきまして、まだ一部用地のほうの確保ができていないところがございますので、その確保ができるまで一時この計画からは削除するという事で考えております。

計画の変更につきまして御説明しました。私からは以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑はございませんか。

○委員（川上文浩君） 黄緑色でずっと線が書かれている、これが左岸の遊歩道、整備されたものだと思うんだけど、これがずうっと湯の華アイランドの付近まで来ていますが、これについては5年ぐらい前に都市計画課のほうから説明があって、人道橋が云々みたいな、たしか田上課長のときだったと思うんだけどあって、それからちょっと厳しいよねという話になって、相当額の予算がかかるということで、当局なんかもぜひやめていただきたいという話は僕も耳にしていたんだけど、これ計画はどうなりますか。いまだに線が引っ張ってあるんだけど。

○都市計画課長（柴山正晴君） こちらの図面につきましては都市再生整備計画の図面ございまして、かわまちの基本計画自体をこのまま残すのか、もう少し後に、例えば河川改修が終わってしまって、この土地の整理ができて国土交通省のほうとも協議が進められれば、また新たにかわまちづくりとして進めるということもあるかと思っておりますので、これにつきましては、かわまちづくり推進協議会のほうともちょっと相談をしながら、この先このかわまちづくり事業をどうしていくかということを検討していく必要があるかというふうに思っております。以上です。

○委員（川上文浩君） じゃあ、このまま残しておくということですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） そうですね、残す残さないというお話をその協議会の中でちょっとお諮りしようかなというふうに考えております。以上です。

○委員（川上文浩君） 前も大分言ったんだけど、今まで造ったつり橋なんか全部もう撤去されて、可児市内ないんですね。久々利もそうだし広見もそうだけれども。中で多額の云々ということで、一応これは棚上げとか見直しますみたいな話は聞いているので、だったらもっと早くこれは変えたほうが、いつまでも書いておく必要ないんじゃないのと思うんだけど、またそこには市道が、グリーン色のところも市道だと思うんですけども、そういった整備も含めてかわまちづくり一体としてやるのかやらないのかという、可能性がないものをいつまでも計画の中に位置づけておくのはどうかなと思うし、やるのであれば準備もしくちゃいけないし。ただいろんな問題があるもんでね、ここまでやっていこうと思うと。その辺のところをはっきりしていただきたい。これ市民が見ますから、していただきたいというふうに思います。

○都市計画課長（柴山正晴君） 当然おっしゃられるとおり、この辺も協議会の中で、この先本当にどうしていくかという話をしっかり詰めて計画していきたいというふうに思っていま

す。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方は。

○委員（高木将延君） 協議会ということだったんですけど、先にこれだけいろんなことが廃止になってしまうと、協議会のほうにこれなくなりました、どうしようということになるんですけど、計画、そもそもその協議会のほうでこんなまちづくりがあって、じゃあここを整備しようという流れだったと思うんですが、その辺いろんな理由があるんですが、先に協議会とどこまで今話しているのか、そこで先に廃止をしてしまうのが妥当なのかというのをちょっとお聞かせください。

○都市計画課長（柴山正晴君） 具体的に今お示した図面の廃止の予定につきましては、かままちづくり推進協議会の委員長にしかまだお話ししておりませんので、今後そういった協議会の中で各委員の方の御意見をいただくこととなります。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（伊藤健二君） ここの緑色の色の違いは何ですか。今、いわゆる人道橋、可児川を越える人道橋の手前まで赤枠から外れた部分ですね。色が重なっただけですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） これは赤枠の中が都市再生整備計画の区域内ということで、区域内と区域内じゃないところで分けてはおるんですけど、今市道が入っている道路のところが濃い緑のところ。

○委員（伊藤健二君） これが市道認定されているという、認定かどうかは別にして、いわゆる市が管理している道路だと。この角っこ、釣り小屋の横のことだよ、簡単に言うと。そういうことですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） この太い赤枠で囲ってあるところが都市再生整備計画の区域内ということですので、その外のところも含めて濃い緑色になっておりますので、そういった表示になっています。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（高木将延君） 太田橋のアンダーパスの件に関してですけど、4メートルの水位が超えるというのはいつ頃分かった話で、あと詳細設計、設計変更で何とか実施はできないのかなというふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○都市計画課長（柴山正晴君） ダムの事前放流の計画につきましては、令和2年度ぐらいからお話はあったんですけど、実際その放流をし始めたのが令和4年度からになります。ですので、昨年度の事前放流の状況を見ますと、やはり4メートルを超えてくるということが実際に分かったということになります。

設計変更というお話もございまして、これ結構な高低差がございまして、あとその地盤の調査のためにボーリング調査を2か所ほどやっております。安全に太田橋の下を渡れる高

さまで降りようとしみますと、やはり階段がつづら状になって降りていくという形になりまして、そこまでやってやっとこの高さが限界ということになりますので、それより高い位置に通路を造るとというのがちょっと今のところ、それは膨大なお金をかければというところはあるかもしれませんが、その辺の費用対効果のこともございまして、一般的な構造でいきますとちょっと不可能かなというふうに思っています。

○委員（高木将延君） 今後、逆に歩道橋等で対応できるというような話とかにはならない話ですか、これは。

○都市計画課長（柴山正晴君） 現在のところ歩道橋ということは考えておりませんが、これももう少し南に行きますと、ちょっと距離は離れますが押しボタン式の横断歩道がありますので、全く渡れないということではないとは思いますが、今のところ歩道橋を設置するというようなことは考えてはおりません。

○委員（高木将延君） 今、押しボタンの信号の話が出たんですが、実は地元等でも今ウォーキングでここをいろいろ使わせていただいています、今度の10月8日も地域の地区センターのイベントでウォーキングやるんですけど、やはりこの木曾川左岸、遊歩道に入るまでの道がやはりあまり歩道が整備されていない、横断歩道ということもあって、そこに交通安全の皆さんボランティアで上がってきていただいて、かなりの人とボランティアの方と、あと注意もそこはかなりかけなければいけないということがございます。それと、計画の段階で美濃加茂市との周遊ルートの充実なんかもあったんですが、やはりちょっと横断歩道が危険なのでというところでこのアンダーパスの話が出てきていると思うので、代替案というか検討、今後あれば考えてほしいですし、また協議会の中でもその辺り話をしていただきたいなというふうに思います。お願いします。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに。

○委員（高木将延君） もう一点、ごめんなさい。左岸遊歩道の皆さんでベンチを設置したため整備不要という、③番あるんですけど、今このベンチってまだ現存していますか。流されていないですか。

○都市計画課長（柴山正晴君） 流されていないというふうに認識しておりますけど、私も直近で見に行っていないので実は分かりませんが、流されていないという認識で今はおります。

○委員（高木将延君） ちょっとその辺確認していただきたいですし、これ遊歩道の友の会がやるということで整備不要ということになると、今後の管理なんかも遊歩道の友の会の方がやられるという認識になるのでしょうか。

○都市計画課長（柴山正晴君） 当然ベンチを作っていたのはボランティア活動ということでございますので、それがなくなったときにどうするかという話につきましては、また今後考えていかなきゃいけないかなと思いますけれど、今の段階でそれを都市再生整備計画の中で補助事業を使ってつくるという計画の中に入れておくのは適切ではないかなというこ

とで外しております。

○委員（高木将延君）　そういうことであれば、もう一度ちょっと現地確認していただいて、あるかどうか確認していただきたいなというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君）　よろしいですか、都市計画課長。
ほかに質疑がある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件はこれで終了といたします。

もう12時近いんですが、出先のほうから来ておられますんで、時間を延長してやってもよろしいですか。12時越してやることになりましたが、委員の皆様よろしいでしょうか。

可茂衛生のほうからも来てみえますので。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ続けさせていただきます。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩　午前11時54分

再開　午前11時55分

○委員長（伊藤 壽君）　それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に7番目、農業集落排水事業の地方公営企業法適用に伴う関係条例の一部改正についてを議題といたします。

この件に関して、執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（和田 誠君）　報告事項①の(7)ですが、資料のほうのナンバー8をお願いいたします。

本日は、12月議会に関係条例の改正を提案する準備をしておりますので、概要の御説明をさせていただきたいと思います。

初めに、農業集落排水事業の1番としまして、公営企業化の概要についてです。

①の背景と趣旨ですが、総務省のほうは地方公営企業がサービスを継続的・安定的に供給するためには、経営状況の把握と透明性の確保が重要と考え、幾度と通知の中で公営企業会計に移行することを求めてきています。その中で、農業集落排水事業等につきましては、令和5年度までに公営企業会計へ移行するよう求めています。

可児市では総務省の要請に応ずる形で、可児市下水道事業経営戦略（農集編）で令和6年度より地方公営企業法を適用し、現在の特別会計から下水道事業会計に会計統合することを予定しておりまして、今回これに必要な条例の整備を行います。

②のほうで、公営企業化で変わることですが、経理の方法が官公庁会計方式から企業会計方式に変わります。既に下水道事業会計で経験しているものばかりです。一覧表では相違点を示しております。

次に2番で、公営企業化に伴う条例改正の概要ですが、会計方式は変わりますが、事業の

内容が変わるものではありません。したがって、条例の内容も大きく改正するものではありません。

資料の裏面をお願いいたします。

主な改正点では、①として農業集落排水事業の法適用及び経営の基本等を現行の可児市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に加えていきます。

②として、条例中の「市長」の表現を「管理者」に改めます。事務の執行の中で可児市の代表である市長と事業の管理者の権限を行う管理者を明確にするために、前者を「市長」とし後者を「管理者」とする条例の整備を進めます。

③として、地方公営企業法の第10条で、管理者は業務に関して管理規程を制定することができますとあります。農業集落排水事業に関連する条例に、条例運用の詳細を規則に委ねているものを改正法の条例には規程と改めてまいります。

④として、その他関係する条例について整備等を併せて行ってまいります。

なお、いずれの条例の施行日も令和6年4月1日といたします。

最後に、参考として改正する予定の条例の一覧を載せております。

以上で説明を終わります。

○委員長（伊藤 壽君） それでは、この件に関しまして質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この件に関してはこれで終了といたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後0時01分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に8番目、次期ごみ処理施設についてを議題といたします。

この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○環境課長（太田武則君） 報告事項①(8)次期ごみ処理施設についてでございます。

こちらにつきましては、可茂衛生施設利用組合から報告させていただきます。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（溝口英人君） 説明は、建設推進課長からさせていただきます。よろしく申し上げます。

○可茂衛生施設利用組合総務課長兼建設推進課長（池村一郎君） よろしく申し上げます。

本日はお疲れのところ、お時間をつくっていただきましてありがとうございます。

それでは、お手元の資料9番を御覧ください。

日頃は当組合事業に格別なる御理解、御協力を賜りましてお礼を申し上げます。

当組合は、構成市町村である2市7町1村をもって組織されております。共同処理をする事務といたしましては、一般廃棄物処理施設の設置及び運営管理、火葬場の設置及び運営管理を取り扱ひまして、ごみ処理施設であるささゆりクリーンパークと研修施設のわくわく体

験館、し尿処理施設の緑ヶ丘クリーンセンター、火葬場の可茂聖苑を運営管理しており、いずれも皆様の御理解、御協力の下、安全・安心・安定稼働に努めております。

本日の次期ごみ処理施設につきましては、令和4年9月9日の建設市民委員会で検討概要を説明さしあげたところですが、今年8月15日付で委員が替わられておりますので、本日は昨年の説明を交えながら、その後の進捗について報告をいたします。

当組合は、構成市町村から分担金をいただき運営しておりまして、一般廃棄物処理施設であるささゆりクリーンパークは平成11年度から可燃物と不燃物などの広域処理を開始し、今年で25年が経過しております。稼働期間といたしましては、地元との覚書によりまして40年間とされておりますので、約15年後の令和20年度末までには新たな場所で次期ごみ処理施設を建設し、現施設を廃止しなければなりません。このため、令和3年度に構成市町村に対して建設候補となり得る土地の情報提供を依頼したところ、可児市から数か所の情報を得ましたが、それ以外の市町村からは該当する土地が見当たらないと回答がございました。また、令和5年3月の組合議会では、管理者である可児市長が、可児市内において建設候補地のめどをつけたいと表明しております。

一方で、現在のささゆりクリーンパークがある地域の自治会に対しまして、次期ごみ処理施設の建設候補地の一つとして加えることについて、令和3年6月に意向を確認しましたところ、令和4年9月に候補地の一つに加えて検討することは承知しかねると回答がございました。

これらを踏まえまして、昨年度には次期ごみ処理施設の基本構想を策定したほか、今年度は外部有識者を交えまして建設候補地選定委員会を開催し、候補地を決めてまいります。

今後の整備スケジュールとしましては、令和6年度から地元や関係者への説明や協議などを行い、令和9年度に基本計画を策定し、令和10年度までに用地取得、令和11年度以降から各種調査、測量、設計などを進めまして、その後建設工事や試験運転を経た上で、令和21年度からの供用開始を目指してまいります。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いします。

○委員（川上文浩君） ずうっと長く見てきておるんですけど、この流れは分かっていますが、4番の塩河自治会の意向、本来であればささゆりクリーンパークがある現状の現地で建て替え工事をするというのが物すごく理想だとは思うんです。理想だと思っただけど、市長もこれは外でもお話しされています。私聞きました、直接。ロータリークラブ例会のときにもそういうことを言われて候補地探しておるんだとか言っていましたが、本来ここにもう少しお話をして、一番ベストな選択は、今のこの自治会に何回行って、市長も行って話したのか説得されたのか分からないんですけど、もうちょっと粘り強く交渉していかないと、ああそうですか、じゃあ候補地見つけて新しいところ探しますね、まで行く前に、もう少し一番ベストな今の塩河地内への建て替えというのを全体的にみんなで協力的に考えていかれたほうがいいんじゃないかなと思うし、僕、何人かの塩河の人に聞いたときに、そんなの反対してな

いよというのは耳にしたんですが、それは分かりませんがね、それは井戸端会議の話みたいになっちゃうんで、正式に自治会が検討しておるのは確かだと思います。というところに関しては、どう思われているのかなと思って。

○可茂衛生施設利用組合総務課長兼建設推進課長（池村一郎君） 今回の塩河自治会の意向につきましては、私どものほうから投げかけをした上で、地元の中でアンケート調査を取られたというふうに聞いております。そのアンケートを踏まえて自治会の中で検討した結果、やはり一応40年という約束なのでそれは守ってほしいという御意向だったということでしたので、まずは我々としてはその御意向を尊重して、次期ごみ処理施設を別の場所で検討していくという方針といたしました。以上です。

○委員（川上文浩君） 自治会が何人、何件を対象にして何%の投票率で何%の意見なのか分からないけど、先ほど言ったようにベストな選択って、やはり今の場所に建て替えるのがベストなんだろうなあと思いますし、多分市側もそう考えているはずなんです。組合ですから、ほかの市町村に関しては可児市内で解決してくれるならまあいいよという話になってくると思うし、コストの面も出てくると。土地取得したコストというのも出てくると思うんですけども、どっちみち今の、現状塩河がもうやめということになると、あれを要は閉鎖するコストも要りますよね、当然。どういう形にするのか分からないけど、その青写真も要りますよね。となったときに、もっとやはり市長をはじめ地元へ入って努力して、今の場所で建て替えをもう一度、40年後にもできませんかという話をもっと粘り強くされたほうがいいんじゃないですか。どれぐらいの回数入ってそういう話をされているのかという、局長もあれなんで、そのために局長でいられると思うんだけど、やはりベストだと思うんだけど、もう少し努力するという事はない。もう候補地選定に入っちゃうみたいな話になっちゃうの。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（溝口英人君） ありがとうございます。

確かに施設のコストの面からすれば、やはり塩河というのは大事な土地だと思っております。もちろん塩河の自治会のアンケートを取られた経緯の中から、自治会長名で前年度の9月に御回答いただいて、ちょうど御説明した後にその話を伺ったということで、その後うちの中でそういう議論もちろんしているんですけども、実際まず塩河の自治会の御意見を尊重するという事は、まず一つあるかと思っております。ただ、その次の展開という意味では、今委員がおっしゃられたように粘り強くという話はあるかと思えます。まずは、何もしないでその話というのは次はないかと思っておりますので、まずは組合のほうでしっかり動いた上で次の展開があるかもしれないというふうには御理解いただきたいなと思っておりますので、まずは今、候補地というところで可児市がごみの重点地にもなっておりますので、というのは人口が多いものですから、どうしても可児市内でやるということに関しては理屈が通っております。ですので、それを踏まえた上で、塩河も将来可能性があるのかもしれませんが、そこは粘り強くという意味につきましては、次のステップということで、今はまずは塩河の自治会のお言葉を受けて動かさせていただいているというふうに御理解いただきたいと思えます。

○委員（川上文浩君） 先ほど言った、市長は地元説明に行かれて対話なんかされているんですか。そこを聞きたい。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（溝口英人君） していません。

○委員（川上文浩君） いや、組合のトップであり可児市長なので、そこはやはり市長自らが現場へ出向いてベストな方法として皆さんと対話をする、お話ししながらぜひどうでしょうねみたい。やっぱり感情論があると思うので、それは僕、やはりトップが行って話しせんところなことが決まるわけじゃないかと個人的には思います、はっきりと。それをやらないうちにそういった方向で、あそこも閉鎖して、じゃあ新しい土地が見つかってこっちでやりますといったときに、物すごい、だって税負担がすごいじゃないですか、そうなったときに。市民に来るわけですよ、税負担がぼーんと。この前も財務の説明に行ったときに、さきゆりクリーンパークだって70億円ぐらい要りますから財政調整基金がまだまだ要るんだ、ためるんだみたいなことをへっちゃらでおっしゃっていたので、だったらもっと努力して塩河に入って、塩河の人たちと対話しないかんよ。対話をしてもらって、どうですかね、塩河さんでもう一回やらせてもらえませんかというのがトップの仕事でしょう。違いますかね。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（溝口英人君） 実際、今おっしゃられるように、最後はやはりトップが出てくるということはもちろんあり得ると思います。ただ、タイミングもございますので、今その地元とキャッチボールをしている中で、やはり我々の準備ができてお話をする機会がつかれるのであれば、やはりそこは市長が出てくるべきだと思っておりまして、そこは御意見を参考にさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑は。

○委員（酒井正司君） 市長に行けと言うわけにはいかんもんでね。確かにそういうことなんだと思ひますが、本当に直接の設備のお金じゃなくて、新しくだと地域に還元せないかんじゃないですか、新しいところだとね。今のところだったらかなり安く上がると、今のとおりなら。僕、前に正式に聞いた。局長だったっけ、見学に行ったときに僕質問したんだよ、手挙げて。そしたら、この答えとちょっとニュアンスが違うんだよね。候補地が全て駄目になったら、話合いのテーブルにはつきますよというニュアンスのことを自治会から聞いていますということ、僕はオフィシャルに聞いている。これちょっと矛盾しているんだけどさ、どうなの、動きとして実際に、取りあえず自治会としてはすんなり受けるより、条件闘争じゃないけれども、ありきではかなわんぞと。約束だからちゃんと出ていけよということを表にそれは出してきますよね。だから本音の部分でどうなのかということとこのニュアンスがちょっとずれているんだけど、ちょっと説明して。

○可茂衛生施設利用組合事務局長（溝口英人君） 我々も自治会長名で出ている書面の内容をお話しさせていただいております。ですので、例えば今委員がおっしゃられたように、将来ここに窓口をつくるよという話については、やはり塩河自治会もそこは慎重になられていると思ひますので、今私がここで、塩河自治会はそういうことはいいですよおっしゃられているというのは、さすがに私もそれは確認取っていませんし、もしかしたらそういう話が水

面下であるかもしれませんが、私としては今は正式にいただいたお話でしかちょっとお答えができないので、そこは御了承いただきたいなと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しましては終了といたします。

ここで、13時30分まで、午後1時半まで休憩といたします。よろしくお願いいたします。

休憩 午後0時15分

再開 午後1時28分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、会議を休憩前に引き続き再開いたします。

初めに、文化芸術振興財団の事務局長から回答をしていただきます。お願いします。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） 失礼いたします。

先ほどの財団に対する御質問、公演の中止に関する御質問がございました。それにつきましてお答えをさせていただきます。

2点ございましたけれども、3ページにございました新日本フィルハーモニーのサマーコンサートの件でございますけれども、これについては、新型コロナウイルス感染による中止ということでございましたけれども、契約書のほう確認をいたしましたところ、出演者の急病は不可抗力というふうに位置づけをされておりまして、その場合は両者協議の上、契約の変更や解除ができるとしておりまして、損害の賠償請求はしないということになっておりました。

これに基づきまして、財団としては、最終的には館長とも話をするのは当然でございますが、そうしながら契約どおり進めたものでございます。

実際、実質的にかかった費用といたしましては、ポスターやチラシの印刷代、デザイン代等で約28万円ということございました。先ほども申し上げましたけれども、今後の出演の交渉の中で文化創造センター アーラへの出演を優先していただくと、そういった旨のお話をその当時させていただいております。

それから、もう一点の資料6ページのほうのシリーズ「恋文」の秋田ツアーの中止に関することでございますが、これは相手方の設備故障のための中止ということで、相手方の都合によるものでございました。

契約を確認しようとしたけれども、この事業につきましては、そもそも契約をしておりませんでした。なぜかといいますと、12月の事業実施予定でございましたけれども、8月の中頃か下旬だったかと思っておりますけれども、その頃に空調設備が故障をして、公演日までに修理ができないので中止をさせてほしいというようなお話が先方からあったというところがございます。契約をしておりません。財団としては、特に費用は発生していない状況でございます。以上でございます。

先ほど即答できずに失礼いたしました。以上です。

○委員（川上文浩君） 分かりました。

契約していないということであれば、そういったこともあれですけど、契約していてその出演者の病気等によって、それは認めるみたいな契約というのは通例一般的なんですか。

僕、以前ちょっとそういった芸能関係のプロダクション云々あったときにトラブルに巻き込まれた経緯があって、相当額補償しろということで、契約書を交わしていないんですけどね。口で日程の調整だけしていたにもかかわらず、それでも多額の請求をされるみたいなのがあったので、そういう経験を持っているので、逆の立場だと多分それ相応の補償は発生するんだと思うんですね、逆だとすると。例えば、文化創造センター アーラの都合でキャンセルになった場合に、その出演料なりなんなりというのは全て払わなくちゃいけないようなことになるんですけど、こういった場合に、例えば28万円という金額が大きい小さいかは別として、全負担というか文化創造センター アーラの負担金として出ちゃっているんだけど、これすらも回収できないということになるんでしょうか。そういった契約をずっと結ばれているんでしょうか。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ほかの契約のほうまですみません、全て確認したわけではございませんので、ただ、今回の契約につきましては、不可抗力、天変地異の話ですとかもろもろ書いてございます。その中に、出演者の急病といったものも書いてございましたので、今回の契約としてはそういうことでございますけれども、ほかの契約がどういうふうになっているかどうかにつきましても、よく確認はしたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） 例えばこの前にですと、災害とかそれは分かるんですが、災害と病気というのは別だと思う部分があるので、一度やはりどちらにしても、かかった費用ぐらいは請求して戻すというような契約書に今後変えるべきだと思うんですけども、今後についてはどうですかね。これは本当に大事なことだと思いますけれども、病気とかけがとかと言われても、我々何も全く関係なくて、出演される方の管理の問題であろうと思いますし、災害と一緒にしてもらったら困るので、その辺のところはそういったものがかかった経費については、必ずこれは回収すべきだというふうに私は思うんですが。その28万円、これをじゃあ回収できませんでしたら済ませていいものなのかどうかというのを、今日は結構ですので、また返答、報告というか聞かせてください。そういった契約に変えるべきだと思います、私は。

○公益財団法人可児市文化芸術振興財団事務局長（各務則行君） ありがとうございます。

今回新型コロナウイルス感染ということでしたけれども、風邪だったらどうなのかとか、急病といってもいろいろございますので、こういった契約でよかったのかどうかということもよく検証しながら検討させていただきたいと思います。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございました。

暫時休憩とします。

休憩 午後 1 時34分

再開 午後 1 時34分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、4つ目の報告事項②に入りますが、こちらの報告事項は、私、委員長のほうから委員会引継ぎ事項である項目に関し、現状等についての説明を求めたというものでございます。

現状理解して、またさらに委員会で深めていくものについては深めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、1つ目の図書館新分館について執行部の説明を求めます。

○図書館長（古山友生君） 図書館新分館についてということでございまして、まず基本情報ということなのですが、これは予算決算委員会でも提示させていただいた資料と同じなんですけれども、内容につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。

続いて、新分館の主な魅力ということでございますが、まず1つ目は、先ほどもありましたけれども、新分館につきましては静寂というのを重視しておりますので、お子さんとおしゃべりしながら本を選ぶことができるというのが一つの魅力だというふうに考えております。

また、買物ついでに本を手にとってもらうことができますし、夜の8時まで開館しておりますので、学校や仕事帰りにも立ち寄ることができるというふうに考えております。

また、今回可児市として、この新分館で初めてセルフ貸出機を導入いたします。貸出機で手間なく、またどんな本を借りているのかということも他人に知られず本を借りることができます。加えて、良品計画の売場の中でございますけれども、良品計画のデザインやノウハウを取り入れた空間を楽しんでいただくことができます。

最後にですけれども、本の閲覧・学習が自由にできるという魅力がございます。

続きまして、新分館会館までのスケジュール及び経過ですけれども、6月の補正予算の議決後からですけれども、6月22日に補正予算の議決をいただきまして、6月27日には可児市と良品計画の地域活性化等に関する包括連携協定を結びました。以後、7月下旬から良品計画のほうでヨシヅヤの店内で工事に着手をしております。

あと、予定としましては、10月22日頃、図書館部分の引渡しがされることを予定ですが、そうなっておりますので、引渡しを受けた以後、開館までの間に約1か月間ございまして、本の蔵書の準備及び職員研修を行ってまいります。

開館につきましては、先ほどもお話しさせていただいたように、11月23日を予定しております。この日は、無印良品のオープンと同日にオープンをさせていただく予定でおります。

簡単ですけれども、今の新分館の状況でございます。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございました。

このことに関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

○副委員長（奥村新五君） 良品計画主導のものでちょっと危惧しているのは、前回にもちょっと質問しましたが、本棚とか本を置く什器の設計はもう見てみえますか。

○図書館長（古山友生君） 予算決算委員会の際に、奥村委員からそういった什器をしっかりと確認するよということがございまして、その辺の話は良品計画のほうにも話をさせてもらいました。

いろいろ向こうの設計のほうも絵を描いていただいているんですけども、いろいろもうちょっと床面から上げるとか、そういった工夫をしていただいて什器のほうも設計をいただいて、それを作っていただくというような状況になっております。

○副委員長（奥村新五君） これからどんどんA IとかD Xで、どんどんそういう本を選ぶための機器というんですか、そういうものは新しいものをディスプレイタイプで、私はこういうものを探しているんだといったときに画面でその場所があるとか、分類で番号のところへすつと行けるとか、そういう案内機器というものは想定はしてみえますか。

○図書館長（古山友生君） 実際のO P A Cというんですけども、そういった検索システムですね。これについては、現在も図書館、本館も分館もなんですけれども、自分の探したい本を検索いただくと、その本が書架のどの辺にあるんだということを地図上、図書館のその平面図がありまして、この辺の書架にあるよということは図示してくれるシステムなんですけれども、それについては現在もう装備しておりますので、新しいカニミライブ図書館においても装備する予定でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いします。

○委員（高木将延君） まずそのカニミライブと、可児市立カニミライブ図書館の名称をどこにどう表示されるとか、どういうふうにかこの名前を使っていくのかというのは何か決まっていますか。看板とかあるわけでもないですよ。

○図書館長（古山友生君） 基本的に、うちは良品計画からあの場所を借りるという格好になりますので、可児市立カニミライブ図書館という表示は、ヨシヅヤの外壁のところにはつけることができないということです。ヨシヅヤと直で契約をしているわけではないので。なので実際は、中にカニミライブ図書館という表示がされます。屋内はカニミライブ図書館という表示がされるんですけども、屋外にはそういった看板は出さないんです。可児市立カニミライブ図書館という看板は立たないんですが、カニミライブというその地域拠点のエリアの名称がありますので、カニミライブという看板は良品計画もかかっていますので、外に掲示がされるという予定になっております。

○委員（高木将延君） そうすると図書館名が可児市立カニミライブ図書館、カニミライブがどこにあるかというのが周知されないと、まず図書館がどこにあるかというのが分かりづらかなあと思うんですが、その辺りはオープン前までにどのような対策を取っていくのか。

○図書館長（古山友生君） カニミライブ図書館ができますよという話は、当然ホームページ

等でお知らせをさせていただきますし、その場所がヨシヅヤの中の無印良品の中にありますよということはPRさせていただきたいと思えますけれども、外に、例えば路上に看板を設置するという予定は今のところないです。

○委員（高木将延君） 別の話です。

営業時間、開館時間が無印良品とは一緒なんですけど、ヨシヅヤとは異なっている。これの出入口の封鎖云々はどうなるのかなあという。特に中央のエスカレーター付近、これは多分図書館のエリアになっていたかと思うんですが、その辺り、2階とのつながりとかどうされるのかなと。

○図書館長（古山友生君） 出入りができないように、基本的にはできないといっても入っていったら見えるかもしれませんが、いわゆる通路がありますので、そこは封鎖するという格好になります。

一番南側、川側のほうからの入り口があると思うんですけど、そこは多分閉めてしまうということは聞いていますが、基本的にはもう良品計画も一緒ですので、自分のところのお店が閉店した後に入ってきてもらっては困るので、入ってこられないような手段は講じていただくということになっております。

○委員（高木将延君） 2階とのつながりがちょっと僕よく分からないんですけど、図書館ほか1階同士とか、外からだが無印良品が閉めてしまえば図書館のほうは入ってこられないんですけど、2階からのところの責任は可児市の図書館エリアになるので、違いましたっけ、その横だけでしたっけ。

○図書館長（古山友生君） エスカレーターは図書館のエリアではないですので、あのエスカレーターの周りはサブコートということで図書館のエリアということになりますけれども、エスカレーター自体はうちの管理ではないです。恐らくヨシヅヤの管理になると思うんですけども。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

それでは、ほかに質疑のある方。

○委員（川上文浩君） 前も聞いたかもしれないけど、申し訳ない、もう一度説明していただきたいと思えます。

これは、10月22日に予定でいくと、図書館分の引渡しがあるということで完成の検査を市のほうがする立場にあるのかどうか。これは間借りしているんで、その権限まで及ばないのかどうか。それと什器、備品に関しては、これは管理責任はどこにあるのか。可児市なのか無印良品なのか、前回の資料1でいう連携活用スペースのところなんかもそうなんですけれども、その管理、それから責任、例えば破損した場合のその修理に関する部分とか。その辺のところって整理してちょっと教えてもらえないかなあと思うんですけども、どうなりますか。

○図書館長（古山友生君） 工事等に関しましては、基本的にはうちが工事してくださいねといつて依頼するのではなくて、できたものを負担金を払って、いただくというような格好に

なりまして、うちの請負というか、直接的な工事ではないということになります。

ただ、とはいいつつ、その部分をうちは引渡しを受ける、ですので当然確認、検査をした上で、しっかりとできているということになればそれなりの負担金をお支払いするという格好になります。

いわゆるその動産といいますか什器ですね、動かせるもの。こういったものについては併せて作っていただいて、それをいただくということで負担金という格好にはなるんですけども、普通の本棚をお店から買うと同じような扱いになるというような格好になります。なので、所有権は当然のことながら可児市にあるということになります。

○委員（川上文浩君） 工事検査は管財検査課が請け負って、しっかりと検査をするということでもいいんですか。

○図書館長（古山友生君） そこは想定しておりませんでしたけど、事は物が、しっかりと什器等の動産については、その物がちゃんとできているかどうかというのは当然見ての話ですけど。

○委員（川上文浩君） 管財検査課がやるの。

○図書館長（古山友生君） やらないです。図書館がやろうと思っています。うちが依頼をした工事であれば、当然管財検査課がやることになるかと思えますけれども、そういう契約ではないです。

○委員（川上文浩君） やはりこれは、多分工事中は入れているのかどうか分からないし、多分良品計画のほうで全て設計されて、もう完全に100%そちらの意向で作られて、後で出来上がった時点で10月22日に引渡しをしますよというときにちゃんとできているかどうか、ちゃんと契約どおりやっているかどうか検査するということであるならば、やっぱり慎重に管財検査課とか、そのやはり技術者の面でもしっかりとチェックしたほうがいいとは思いますが、例えば全てのこのエリアにある什器、備品に関しては、全部市の所有に移るということで、借りるんじゃないんやね。所有権がこっちに移るということだとすると、こういった備品がいろんな形でちょっと破損したり何かした場合には、全て市のほうで依頼してまた作ってもらわなくちゃいけない。こちらで勝手に用意できないという、その制限は入るということでもいいですか。

○図書館長（古山友生君） そうです。おっしゃるとおりになります。

なので、しっかりと最初から壊れておらんかったかどうかというのは、検査した上でやりますし、当然経年劣化してれば、また直さなあかんということであれば、良品計画のほうに依頼して直していただくということが生じるかと思えます。

もう一点、先ほど川上委員がおっしゃられましたように、検査についてはやはり技術者等も踏まえて検査をするようにさせていただきたいと思えます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございませんか。

[挙手する者なし]

ないようですので、この件に関しては、これで終了いたします。

続きまして、2つ目の汚染土壌処理施設について執行部の説明を求めます。

○環境課長（太田武則君） (2)汚染土壌処理施設についてでございます。

資料11を御覧ください。

汚染土壌処理施設につきまして、(1)、まず施設の名称でございますが、(株)ダイセキ環境ソリューション岐阜リサイクルセンターでございます。

場所としましては、二野の工業団地内でございます。

事業者は株式会社ダイセキ環境ソリューション、あと事業の内容でございますが、事業の内容といたしましては、汚染土壌処理をする施設となっております。

2番に移らせていただきますが、こちらの事業者との間に、公害防止協定というものを平成29年11月1日付で締結しております。

主に汚染土壌を搬入する場合、その搬入前に、汚染土壌の発生する現場ごとに作成した土壌搬入等に係る届出書を市に提出することとなっております。また、協定に基づき、事業者は大気、水質等の検査を実施し、市に検査の結果を報告することとなっております。

主な対象の検査項目でございますが、大気6項目、水質32項目、騒音1項目、振動1項目となっております。

令和4年度の事業者実績と、あと行政指導実績でございますが、こちらにつきましては汚染土壌搬入前届出書届出件数としては18件ございました。

あと、同じく県、市による施設の立入検査は2件でございます。

その他のところになりますが、現在、各種検査値についての基準超過は認められておりません。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑のある方はお願いいたします。

○委員（川上文浩君） 今はこのダイセキ環境ソリューション岐阜リサイクルセンターには東海環状自動車道を含めていろんな汚染土壌というか処理したものが入ってくると思うんだけど、主に今どこのやつが入ってきていますか。

○環境課長（太田武則君） すみません。ちょっと手元に今の届出検査18件の中の具体的な資料を持っておりませんので、またちょっと調べて二、三件答えさせていただきたいと思っております。

○委員（川上文浩君） また、やはりどこの今工事のものが進んでいて、どのものが入ってきているか。なぜかという、やはりリニア中央新幹線の瑞浪周辺はどうしても放射性物質があるところがあるので、やはりその辺のところに来た場合すごく気になるし、そのために線量計をつけてもらっていますから、工場に。やっぱりその辺のところもちょっと確認したい部分があるので、慌てませんけれども、ちょっと調べてもらって教えてもらえるといいかなと。やはりどこの部分がどう今処理されているのかというのは、やはりちょっと地元も含めて注視していかなくちゃいけないのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○環境課長（太田武則君） 承知しました。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございますか。

○委員（伊藤健二君） 今の関連だけど、放射能を検知するあれがトラックの入り口のところに作ってあって、はじくという説明を現地視察のときに受けたけど、この公害防止協定の文面上にはそういう内容についてはどこにも書いていないの。どういう形で協定管理をしているんですかね、放射能の問題。

○環境課長（太田武則君） すみません。

先ほどの放射能につきましては、協定前に、そういうものを想定して検査できる体制は整えておりますが、現状今のところそのようなものは入ってきていないという確認はできておりますが、すみません。ちょっと協定書の中のことにつきましては後ほど答えさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長（伊藤 壽君） お願いします。

ほかに質疑のある方はございませんか。

○委員（高木将延君） 今持ち込まれている土の搬入ルートと時間も分かったら一緒にそのとき教えてください。

○環境課長（太田武則君） 承知しました。届出書の中にうたってある分で多分調べられると思いますので、また二、三答えさせていただきたいと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） お願いします。

ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては、これで終了いたします。

次に、3つ目の太陽光発電施設の新規設置について、執行部の説明を求めます。

○環境課長（太田武則君） (3)太陽光発電施設の新規設置についてでございます。

資料12を御覧ください。

まず条例につきまして御説明させていただきます。

令和2年12月22日、可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例というものが施行されました。

条例では、主に次のことを定めております。

条例の対象となる事業でございますが、まずは発電出力が20キロワット以上となる事業でございます。これは、建築物の屋根などに設置するものを除いております。

3に行きまして、条例施行後、条例に基づいた協議件数、令和5年9月6日現在でございますが、協議件数としては6件ございます。

この6件の内訳でございますが、6件のうち申請前協議受付3件とございますが、6件のうち審査前受付は全部6件とも済んでおりまして、申請前協議受付までしか行っていないというものが3件でございます。

その下にあります設備設置協議受付、こちらにつきましては設備設置協議というのが行わ

れておりますのが3件ございまして、3件の内訳の中で1件はもう着工しております。また、1件は工事が完成しております。以上で3件になります。

あとは4番に行きまして、市内の太陽光発電設備件数というものを載せさせていただいております。令和5年7月31日現在のものですが、こちらにつきましては、資源エネルギー庁のホームページで公開されている可児市内の件数でございます。

発電設備といたしまして、20キロワット以上は338件ございます。

内訳といたしましては、20キロワット以上50キロワット未満が213件、あとは84件、29件、1,000キロワット以上というものは12件ございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑のある方はお願いします。

○委員（伊藤健二君） 以前申請が出ていて、もう間近に着工かという話のまま、そのままどうなったかよく分からないのが、兼山小学校の南斜面のところの大規模開発は現在どうなっていますか。

それから2つ目、関連して兼山の自治連合会か自治会か、助成金というか特別自治会費か何かをもらうとかもらわんとかいって、もらうことになりましたというビラを出しているのを見たことがあるんだけど、何かさっぱり工事が止まっておって、それって自治会上、地域協働からいうとどういうふうになっているんですかという不思議な話にもなるんだけど、その辺について何か情報があるなら示していただきたい。

○環境課長（太田武則君） すみません、失礼しました。

一度調べて、またお答えさせていただきたいと思っておりますのでよろしいでしょうか。

○委員（伊藤健二君） この338件は、あくまでも申請があつて取組が行われて、既に稼働しているものという理解でよろしいということですか。まだ建設するといつて建設に入らずに止まっている今の話は全く別ということですか。

○環境課長（太田武則君） こちらに載っておりますのは、資源エネルギー庁のものとFITという制度がございまして、そちらに今FITが認められた件数でございますので、すみません、完成しているかどうかについてはちょっと分かりません。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はございますか。

[挙手する者なし]

それでは、また後ほど回答をお願いします。

それでは、この件はこれにて終了といたします。

それでは、次に、可児市ゼロカーボンシティ推進計画について執行部の説明を求めます。

○環境課長（太田武則君） 続きまして、資料13を御覧ください。

(4)番、可児市ゼロカーボンシティ推進計画についてでございます。

こちらにつきましては、地球温暖化対策ということで、地球温暖化対策の推進に関する法律において地球温暖化対策の推進が一層強化され、国や県の目標も踏まえながら、可児市で

は可児市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）というものと、可児市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）というものを令和4年6月に改定をいたしております。

この実行計画の内容でございますが、事務事業編と区域施策編、主な違いといたしましては、事務事業編というものが可児市が一事業者としての計画でございます。区域施策編につきましては、可児市全体の計画となっております。

それぞれ基準年度を2013年度に設けまして、中期目標を2030年度に設定しております。

区域施策編につきましては、2050年度カーボンニュートラルということで、排出量実質ゼロということを目指しております。

3番、可児市ゼロカーボンシティ宣言につきましては、市民、事業者、他自治体等と連携して地球温暖化対策に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロを目指し、令和4年7月5日に可児市ゼロカーボンシティ宣言を行っております。

今回のこの可児市ゼロカーボンシティ推進計画でございます。実行計画の区域施策編は市全体の計画であるというのは先ほど申し上げたんですが、どうしてもやはり行政目線的な計画になるものですから、市民や事業者の目線で2050年のカーボンニュートラル実現へのロードマップを示すことを目的に、令和5年7月に策定を行いました。

主な項目といたしましては、次の4項目についてのロードマップとしております。

1. 再生可能エネルギー導入の推進、2. 循環型社会の形成、3. 行動変容の促進、4. 二酸化炭素吸収源の確保でございます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑のある方、お願いいたします。

○委員（川上文浩君） これはよく分からないのは、今どこまで進んで、今どこの位置にいるんですかということが分からなくて、目標は分かるんだ。何年にどんだけやとかね、カーボンニュートラルを2050年にやるよと分かるんだけど、今どうなんですかというところは併せて説明できますか。

○環境課長（太田武則君） そうですね、今の状態といたしましては、すみません、先ほどのまず繰り返しになりますが、基準年度を2013年度に設けまして、最終目標は2050年は今ゼロという目標でおります。その中の中期目標として、まず2030年のところに設定しております、それが今46%という数字を目標に頑張っております。

今の現状で把握できている範囲でいきますと、2020年度、これが今最新のデータでございますが、これが16.4%、46%のうち16.4%という数字が今の最新の数字でございます。

○委員（川上文浩君） となると今2023年だから、あと30%を具体的にやっていくという、その計画はいいんだけど、具体的な推進事例というか、工程表とか要はあるよね。これをやってこれをやって、はい、46%に行きましたというのはあるんですか。

○環境課長（太田武則君） 今おっしゃってみえた具体的な政策の中で何%というのは正直ございません。

ただし、大きな枠といたしましては、まず削減していくに当たっては行政だけでもできま

せんし、企業の方の協力も要りますし、ふだん生活してみえる市民の方の協力があって初めてこの46%が達成できるというものになっております。

ただ、現状を見ますと、今回の削減目標のうちで一番割合が大きい、削減目標が大きいというものは再生可能エネルギーの導入、これがやっぱり全体の中で圧倒的に大きな割合を占めておりますので、全体の削減をしていこうと思いますと、ここを減らしていくのが一番目標に近づいていけるのかなあというふうには考えております。

○委員（川上文浩君） 宣言まで出しちゃっているわけですから、これはポーズだけでは困るので、実際じゃあどうやって、それを達成するロードマップは要ると思うんですね。それがないと市民だって協力しようがないじゃないですか、そうですね。

行政が宣言したんだから、市民が宣言したわけじゃなくて行政が宣言したんですから、行政がやはりリーダーシップを取って、そのロードマップを示しながら、現時点はここで、こういうことがほかではやられています、もうやりましょうとかいって進めていって近づける努力をしていくと。宣言した以上は、そういうことは多分耳にはするんだけど、実際に皆さんの中で、市民の中にこれは根づいているかという、そういうものじゃないと思うので、できることはどんどん協力していかなきゃいけないと思っているから、その辺はちょっとさすがにあと7年ぐらいで30%と、そんな緩い数字じゃないと思うので、厳しい数字だと思うので、その辺のところをちょっと明確にしてもらえるとやりやすいかなあというふうに思います。

○環境課長（太田武則君） すみません。先ほどの具体的な数字はございませんが、この推進計画の一応ロードマップが作ってあると申し上げましたが、その中にそれぞれ4つの項目の中で、市民の方、事業者の方、あとは行政の方というそれぞれの役割の中で、こういうことに取り組んでいきたいと思いますということはお示しさせていただいておりますので、これを啓発に使って、特に市民の方にはこの中で市民の方がやっていただけること、そういうふうに使っていきたいと考えております。

○委員（川上文浩君） より具体的な計画を示してもらえるといいかなあというふうに思いますし、先ほど太陽光発電の発言も、伊藤健二委員のほうもありましたけど、やはりなかなかあれもそろそろ老朽化してきて、後どうするのという問題がもう控えているので、もう大分何年か前に設置されたところはそうですし、パネルなんかを見ても結構あちらこちらでパネルの状態が非常に悪いというようなのも散見というか、よく目にするので、そういった問題も今度次に起きてくるのは、もう目の前にあるので。どんどん太陽光発電なんかでもいいんですけれども、そういったその負の部分になってくる分に対する対応というのも考えながら、きちっとした具体的な指示や方向性を示してもらえるといいなあと思うので、ばくっとしたロードマップではなくて、より具体的に示して削減していくよということがあると非常に私たちも分かりやすいし、市民も分かりやすいというふうに思います。

○委員長（伊藤 壽君） 環境課長、よろしいですか。今の川上委員に対して。

○環境課長（太田武則君） 承知しました。

○委員長（伊藤 壽君） よろしく申し上げます。

○委員（高木将延君） ごめんなさい。川上委員と同じようなことになってしまうんですが、これは市民の皆さんが見たときに、実はその割合として、企業が減らず割合のほうが大きいですよということと、あとその市民の皆様も今後人口減少もあるし、あと技術が進んでいて、いろんな環境に優しいものが増えてきますよというようなことがちょっと前面に出過ぎていて、じゃあ実際何を、意識が高い方は何をやっていけばどれだけ減るのというような値が欲しいかなというのがちょっと意見が出ていたものですから、具体的にというところであれですけど、もう少しこういうことをお願いする、こうすることによって少ないですけど貢献していますみたいながあると取り組みしやすいのかなあというふうに思うので、そういう行動変容の促進を促していく中で、もう少し市民の皆さんが自分の生活に当てはめてできるようなことを示していただけると助かります。ちょっと要望ですけど、お願いします。

○環境課長（太田武則君） ありがとうございます。

今回の推進計画はこのような冊子になっておりますが、それと一緒に作りました啓発冊子の中で、かにっ子たちの未来のためにというものを1つ作っております。

この中に、先ほど委員おっしゃられたみたいに、何をやった場合にどれぐらいのCO₂が削減できるかというようなものを朝昼晩という形で、一般の子供さんとかでこれをやったら1年間にどれぐらい二酸化炭素が減らせるよというのは作らせていただいておりますので、こういうものを利用して皆さんに知っていただきたいなあと考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに。

○委員（酒井正司君） これは環境課だけでやることでもない。本当に市民がどれだけその気になるか。議員もはっきり言ってみんな半信半疑だと思いますよ、こんな数字はね。それじゃあいかんのですけど、もともと可児市ってEMボカシね、あの頃は結構そういう関心が高かったと思うんですよ。人口が増えると、外から来た人がそういう僕は意識を持ち込んだんだと思うんですけど、だけど、今はどこやら飛んでいっちゃったしね。

当然安全上の話だけど、街路樹もばんばん切って、あれは二酸化炭素を吸収するというより精神的な癒やしの効果だから、そう大したものじゃないやというような、あんなことも小さなことだけど、一事が、やっぱり工業団地に街路樹を増やしましょうと、それはまさに二酸化炭素を吸収するという目的だったんですよ。そういうことをやったんですよ、過去にはね。そういう風潮が随分薄れたなあということ危惧して、こんな大風呂敷を広げちゃっていいのかなあということ。

1つだけ指摘しておきたいのは、今後の工業団地ね、これは大きないろんな意味での集積地になるので、そこをいわゆる企業誘致課にはしっかりとその辺を徹底しておいて、もう可児市はクリーンなまちなんだから、そういう産業であったり、そういう意識で工場建設なり、そういうハードをしっかりとやってくださいねということは言うておいてください。

○環境課長（太田武則君） 工業団地につきましても企業誘致課と情報交換しながら、カーボ

ンニュートラルに向かっていけるようなふうに進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございますか。

○委員（伊藤健二君） ゼロカーボンシティを目指していこうということで、それはいいことで、また本文にもロードマップを示すことを目的に云々ということで、問題意識は方向が一致してやるべきことも出てきているんだけど、ここで1つお尋ねしたいのは、太陽光発電はFITが10年たって、どんどん今後は後始末の問題が出るけれども、まだ機械的には15年から調子のいいのだと20年弱までは発電をするということなんですよ。

平成29年初期のやつがもう達してきておるけど、今後太陽光発電は同様にしながらも、その電気の無駄を減らして、電気代が高いので、それに市民が自己防衛的にいろいろと蓄電池を入れたりとかしていますよね。行政サイドでも必要な設備として検討を加えていく時代になってきておるんだけど、太陽光は太陽が出ておるときしか直接役に立たないので、こういう蓄電池も含めてどれだけ市民の間に普及しているかというデータを統計的に把握していくことは必要だと思っていまして、それをずうっと前求めていたんだけど、今最近そういうデータの発表はあまり聞かないんだけど、特に去年、おとしぐらいから10年目が終わって、新しく、電気代も値上がりをはじめたので物すごく影響が大きいんだけど、この辺については今後統計的に発表していこうという気はありますか。それが一般住民の行動変容を促進する大きなきっかけになると思っておるんですけど。

○環境課長（太田武則君） 一般の方につきましては、すみません、数字を今持ち合わせてございませんが、昨年度の令和4年度と今年度につきまして、太陽光と蓄電池の岐阜県の補助金でございますが、そちらのほうを使いまして募集をかけまして行っております。

昨年度につきましては若干少なかったんですが、今年度につきましては募集をかけたところ、ほぼほぼもう今の現時点で申請をいただいております。数字につきましては、何件というのはまた後ほどお答えしたいと思うんですが、そういう数字でしたらお示しできると思っております。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 助成金、補助金との関係で何件普及が広がったというのは、それはそれで把握して報告してください。

今現状で、FITで増やせよでどんどんつけましようと言っていた時代から、単につけるだけじゃなくて電気の無駄をなくしていくということと、起こした電気を有効活用するという点での蓄電池の問題があるんで、今可児市の住宅総戸数はよく分かりませんが、世帯の数で4万世帯前後あるわけで、多分3万数千戸建て住宅があるやろうと推計できるわけですよ。土木で質問したことがあるけれども。そういう中で何件ぐらいにこの太陽光発電が、規模はいろいろあるけれども、普及しておるかというのは統計的に出せるんでしょう。中部電力等に聞けばデータが出るんですよ。そういうのも把握しておって、可児市が進める環境政策との関係でどういう連動が起きてきているかというのをやっぱり把握しておく必要があると思うんですよ。

それと発表して、やっぱり使っていく必要があると思うんだけど、その辺はつかんでいますかという話をしたかったんだけど。

○環境課長（太田武則君） 先ほどの数字につきましては、まだ現在つかんでおりませんが、先ほど委員おっしゃってみえたみたいに、中部電力とかの問合せの中で、そのような情報が得られるようなことが分かりましたら、またホームページ等でお示ししたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いします。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑もないようですので、この(4)番の件に関しましては、これで終了いたします。

そのほかに環境課のほうから報告事項はありますか。

○環境課長（太田武則君） 環境課のほうから報告事項が1つございます。

報告させていただきたいのは、可燃ごみのごみ袋の幅広タイプというものが出来上がりました、こちらにつきましてちょっとだけ御説明させていただきたいと思います。

可燃ごみ袋のサイズの検討をするために、幅広タイプを試作いたしました。

従来の可燃ごみ袋のサイズは87センチが縦で横が55センチでございます。今回製作いたしました幅広タイプは、縦が80センチ、横が60センチとなっております。ですので、若干横幅が、数字でいきますと5センチほど広いタイプとなっております。

こちらにつきましては、既に「広報かに」の9月号でお知らせしておりまして、幅広タイプを使用した感想や御意見を集約するため、市民のモニターの方につきまして、9月19日から募集をさせていただこうと思っております。

すみません。この場を借りまして、もし議員の皆様の中にもモニターになっていただけるような方がございましたら、ホームページの中に申込みフォームというものがございますので、こちらでお申込みいただきまして、その後感想や御意見をお聞かせ願いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

すみません、以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

この件に関して何か。

○委員（川上文浩君） 全然関係ない話になっちゃうかもしれないんだけど、環境課ね、ごみの話になるんだけど、結構さっきのを含めてなんですが、ごみ袋の中に新聞紙をごみに入れて捨てるということが結構多いんですよ、可児市で聞くと。それはどうなるかという、リサイクルせずに、要はささゆりクリーンパークですよ。環境問題に逆行していますよね。

ですから今、PTAなんかのやっている資源回収もなかなかちょっとコロナ禍であまりうまく機能していないような状況が見受けられるじゃないですか。それでもやはり、せめて新聞紙はどこかリサイクルへ出すというような、そういったことも含めて、ごみ袋の中に新聞紙を入れなくてくださいぐらいの書いてもいいんじゃないかというぐらい知っている周り

の人は結構新聞をごみの中に捨てているので、一度それも含めて環境課の中でちょっと検討してみていただくといいのかなあ。結構少なくないと思うんですよ、新聞紙なんかをささゆりクリーンパークで燃やしちゃっているというような状況というのは。ちょっと調査してもらってもいいのかもしれないなあというふうに思いますけど。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○環境課長（太田武則君） ありがとうございます。

確かに新聞紙はリサイクルに回せるものでございますし、ごみ袋に入れてしまいますとささゆりクリーンパークへ持って行って焼却して、二酸化炭素も出るということになっておりますので、全く真逆のほうに進んでいくということになりますので、そんなようなことが特に目につきましたら、先ほどのホームページとかそういうもので、ちょっとなかなか袋に書き込むのは今現在難しいかもしれませんが、そういうことで何らかの周知ができればなあと考えております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかにこの件のごみ袋に関しての質疑がありましたら。ないですか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

先ほど環境課のほうからも話がありましたが、委員の皆様、ぜひモニターになっていただいて、意見を寄せていただければというふうに思います。

〔発言する者あり〕

ごみ袋はどうなりますか。

○環境課長（太田武則君） 議員の皆様にもお申込みをしていただきまして、申込みいただいた方につきましては御意見いただけるということで、お一人につき20枚ですね、10枚入りを2袋御用意できますので、ぜひともモニターになっていただけるとありがたいと思います。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ということで2袋は用意していただけますので、ぜひモニターになって意見を寄せてください。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

以上で環境課のほうは終わります。

続きまして、5番目、アフターコロナにおける地区センターでの活動について、執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） 資料14番を御覧ください。

まず、下側の折れ線グラフを御覧ください。

赤色の線が令和元年度を表しております。地区センターは平成30年4月からですが、地区センターとなりまして稼働率が徐々に増えてきたときでしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大とともに令和2年2月頃から下降線となり、令和2年3月25日から5月31日まで地区センターの貸館が停止されておりました。それが緑の線の4・5月になっております。

令和2年6月1日から新型コロナウイルス感染症の発生に伴う可児市地区センターの使用に関するガイドラインが発布されまして、それを適用しながら貸館を再開させていただきま

した。

紫色が令和3年度になります。紫色の線の9月が急落しておりますけれども、ここでも令和3年8月27日から9月末までの間も貸館停止がありました結果でございます。

令和4年度は水色、それから令和5年度はオレンジ色の線となっております。

本年5月8日に新型コロナウイルス感染症の扱いが5類へ移行したことに伴い、5月7日にこのガイドラインを廃止いたしました。少しずつではありますが、オレンジ色が回復基調となっていると考えております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の脅威がなくなったわけではございません。また、増えたり減ったりということを繰り返しておりますので、引き続き効果的な感染対策の実施は継続しております。マスクの着用は個人の判断に委ねられておりますし、手洗い等の手指衛生、換気の励行、それから飛沫防止用のアクリルパーティションは窓口で引き続き活用しておりますし、必要に応じた窓口カウンター、椅子等の消毒も行っております。出入口付近の消毒液等につきましても、当分の間継続させていただいております。

そのガイドラインの内容につきましては、非常にちょっと厳しいものになっておりました。音楽室、料理室、それから工作室の使用は不可であったり、使用人数も最大100人までであったり、使用者1人当たり4平米以上のスペースを確保するようなことであったり、ちょっと厳しい状況でありましたが、5月8日からそれは外されております。

アフターコロナにおける地区センターでの活動については以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いいたします。

○委員（高木将延君） これは稼働率って部屋の稼働率ですよ。利用者数って調べてないですかね。

○地域協働課長（田島純平君） 利用者率では恐らく出しておりません。稼働率の計算につきましては、各地区センターの午前を1こま、午後を1こま、夜間1こまという3こまです。計算してございまして、地区センターによっても部屋の数等々が違うものですから、ある地区センターの会議室1の午前・午後・夜間というところで、一つでも借りられたらそこは100%と。昼からも1個、1件、2件午前中に借りられても、そこは1件とカウントをさせていただいて、その地区センターの各部屋の稼働率を出して、月を出して全地区センターの合計を出すというちょっとやり方をしていますので、人数で出すとまた違ってくるかも分かりませんが、申し訳ありません。

○委員（高木将延君） なぜそれを聞いたかという、部屋の人数制限があったものから、ある程度で集まろうとするときに借りられなかったということがあったので、人数制限がなくなってから、そのマックスじゃないですけど、ある程度で集まったグループが使われているというのが分かるのかなあと。

やはりいろんな方が使うようになってくると、どんどんまたこういう形で使っていくということが出てくるので、一つのイベントとか、一つのその企画で多くの人数が集まる

ようなものがどれぐらい開催されていくのかなあとというのが今後稼働率の目安になっていくのかなあと思ったので、ちょっとそのような質問をさせていただきました。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○地域協働課長（田島純平君） 部屋には一応制限人数がそれぞれ設けられていまして、このコロナ禍前のカウントがずうっとこの部屋数でカウントされていたものですから、今人数でやると比較ができないということもあって同じようなカウントをさせていただいているというところがあります。

人数においても、使用のときに使用された人数を書く欄がありますので、そういったところを確認しながら今後どういうふうに伸びてくるかなあとというのは確認が取れますので、検討させていただきたいと思います。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかにはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、質疑もないようですので、この件に関しては終了をいたします。

次に、6つ目の各自治連合会における地域づくりの取り組みについて執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） (6)番、各自治連合会における地域づくりの取り組みについてでございます。

令和4年度につきましては、可児市自治連絡協議会を通じて各地域、団体の課題の共有や意見交流のためのワークショップを促し、地域協働による地域づくりを推進させていただきました。

その結果、各地域課題の解決に向けて、5地区においてワークショップが開催され、そのうち3地区においては、市からのファシリテーターを派遣するなど、市との協働により実施をさせていただきました。また、2地区につきましては、住民のニーズの把握のために地域住民を対象としたアンケート調査を実施されまして、そのアンケート項目の作成や集計、分析についても支援を行わせていただきました。

その他地域についても、地域事情に合わせた活動が行われ、14地区それぞれが地域事情に合わせた活動を行われたとっております。

各地域が主体的な地域づくりに取り組む一歩を踏み出せたのではないかなあと考えております。

地域づくりにつきましては、継続的に行うことが大切であるため、令和5年度も引き続きこのような活動を継続するよう各自治連合会にもお願いをさせていただきましたし、市においても支援していく旨を先日開かれた自治連絡協議会の中でも御説明をさせていただいたところではございます。

地区センターを拠点とした地域活動の活性化についても、こういった活動を継続していただくとともに、その支援につきましても継続して行っていきます。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑のある方はお願いします。

○委員（高木将延君） 今各自治連合会のほうで、自治会のDX化か何かを進めているというのでやっているかと思うんですけど、その辺りは今どんな状況なのか分かりますか。

○地域協働課長（田島純平君） 今自治連合会の中で、2つのPTをつくっていただきまして、1つは防災、それから1つはDXということで二手に分かれていただきまして検討をさせていただいております。

自治会の中でどういうふうにも、そのDXを取り入れていったらいいだろうとかというところから始まりまして、まずもって自分たちがDXについてどういったものかというのを勉強されながら、じゃあまずグループLINEをつくってみようとか、こういった方法があると楽だよねというようなことで、第1回目はちょっとソフトを使わせていただいて、グループLINEをつくって、こういうもので会議の開催案内を出したらみんな一斉に分かるねとか、こうやって返答していただければこちらのほうで出欠が分かりますよとかというの、その会で早速やらせていただいて進めた次第でございます。

まずそういったところから自治会のほうに、今全国的にもDXというか、回覧文書をデジタル化したほうがいいんじゃないかとかということも進めておられるようですので、そういったところにつなげられたらいいなあというところで今検討していただいております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑は。

○委員（川上文浩君） 質疑プラス、質疑じゃなくても要望でもいいんですけど、やっぱり私もいろいろ地区センターの自治会の活動とかにも関わっているんですが、要は地区センターを拠点として自治会が活動することは別にすごくいいことだと思うんだけど、例えば地区センターはやはり地区センター長がいて、地区センターというものの考え方を地域で考えていかなくちゃいけない。じゃあそこに自治会が入ってくる、自治会って任意の団体ですよ、入っている人も入っていない人もあるよねと。自治会があって単位自治会があって自治連合会がある、そこの地区センターの関わり、また社会福祉協議会がある。それから地区センター運営会議も私、顧問か何かということで入っているんだけど、その整理をちょっとどこかで、どうしてこう、云々としていただくと非常にいいのかな。

要は、自治連合会と地区センターの職員がいますよね。地区センター職員としていて、それで連絡所長がいてというところの関係をちょっと整理しておかないと、今何かもうぐちゃぐちゃになっていて、じゃあ地区センターの職員がこの仕事を本当はやっていいのみたいなところもあるし。いや、地区センターの職員なんだから線引きはなかなかできないんだけどというのがあっても、じゃあ地区センターはいずれ拠点化していきたいとなったときに、自治会の近くに絶対要りますよね。新しい地区センター、特に広見とか中恵土なんていうところは窓口業務がないので、そういう諸証明の発行が。だから割とやりやすいとは思いますが、その辺のちょっと線引きをまた分かるというか、どういう考えにあるのかと。

また今日じゃなくていい、整理して教えてほしい。私も対応に困ることがたくさんあって、ちょっとその辺のところを教えていただくというか、こういう方向がいいですよみたいなことを教えていただくといいのかな。

例えば、地区センター長の指示はやはりきちっと守って地区センター職員はやらなくちゃいけない。今はもう全部地区センターの職員じゃないですか。女性の任期付職員もそうなんです、そうすると自治連合会の仕事ってどうなのみたいなところが出てきちゃうので、その辺のところをきっちり色分けするのは難しいとは思いますが、僕はどっちかというときっちり色分けしたいタイプなので。非常に難しいとは思いますが、ちょっと教えてほしいなあ、考え方を。やはりいろんなトラブルも出てくる可能性もあるし、そういったところでやはり社会福祉協議会、それから地区センター運営会議、これはもう当然地区センターの仕事、地区センター長というのは公務員になるわけだから。だけど自治連合会長って公務員じゃないもんね。違いますよね、報酬をもらっているわけじゃないもんでね。

やっぱりそこのところの少し考え方を整理したものを教えていただきと思うので、今日じゃなくていいですから、ちょっと宿題になっちゃうけど、ちょっと教えてほしい、分かりやすいように。

○地域協働課長（田島純平君） 確かに地区センター長と連絡所長の立場がそれぞれ違っていて、地区センターの設置管理条例においては、地区センター長はやっぱり地区センターにおける企画運営に限られておりますし、昔公民館長であったときは公人だったんですけども、今は公人ではないという取扱いになっているようですので、その辺もちょっと難しいところがあって、地区センター化したときにそういう変更がなされているという経緯もございます。

確かに地区センター職員は地区センター長の下に位置づけられておりますし、確かに自治連合会のお仕事というところ側ではできないことになっておりますので、確かに線引きをされるとそこになってくるかなあとと思いますけれども、今後やっぱり地区センターの拠点化ないしは、今別のところでは学校協働本部というようなコミュニティ・スクールの関係もございまして、ちょっといろいろとごちゃごちゃと確かにおっしゃるとおりな部分もございまして、分かりにくい部分が結構ありますので整理をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしくお願ひします。

ほかに質疑のある方はございせんか。この件です。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、この件は終了いたします。

ちょっとすみません。暫時休憩とします。

休憩 午後 2 時 38 分

再開 午後 2 時 40 分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、7番目の外国籍市民会議について執行部の説明を求めます。

○地域協働課長（田島純平君） 資料15を御覧ください。

外国籍市民会議についてでございます。

外国籍市民会議につきましては、令和4年3月21日に初回、それから令和4年度につきましては6月19日、それから11月20日の2回開催をさせていただいております。恐らく11月20日、この市民会議の後に議会報告会をされた日と同じではないかなあと思っております。

この会議のまず目的といたしましては、外国籍市民との情報共有・意見収集の場として設置をさせていただきまして、直接意見を聞くことや市の業務や可児市多文化共生推進計画の施策の推進に反映させていくことや、委員の方々には、市の情報等を外国籍市民の方に伝える役割を期待するものとして設置をさせていただいております。

委員については、広報紙などによる公募によって募集をさせていただきました。

条件については、可児市に在住または通勤、通学する18歳以上の外国籍の方で、多文化共生に対して関心と熱意のある方で募集をさせていただきました。

定員については7名程度で、委員報酬は1回につき3,000円、任期は1年というふうになっております。

昨年度は、フィリピン国籍の方女性3名、それからブラジル国籍の男性お一人と女性2人、中国国籍の女性お一人の合計7名で会議を実施させていただきました。

会議の中では、テーマに沿った内容で対応を情報共有・意見収集などを行うスタイルで、情報収集についてという議題であるとか生活の中での困り事、それから世界の料理を子どもたちへ、外国籍市民に行ってほしいところ、それからウェルカムセットについて意見をいただきました。

その中の、生活の中での困り事で出されたごみの出し方に注目させていただきまして、出し方の動画を英語とポルトガル語の2言語版を作成し、ホームページや市のユーチューブで公開したり、窓口付近のモニターで再生をさせていただきました。

それから、外国籍市民に行ってほしいところ、行きたいところにつきましては、外国籍市民の皆さんに一番紹介したいところを意見交流していただき、1つはぎふワールド・ローズガーデン、それから2つ目は木曾川左岸公園、3つ目は鳩吹山の3か所を掲載した観光パンフレットをタガログ語、ポルトガル語、英語の3言語で作成し、窓口や市役所入り口に設置をさせていただきました。

また、世界の料理を子どもたちへにつきましては、委員の母国の料理レシピを提供いただき、給食センターや「#40周年」のプロジェクトチームの協力を受けてメニューを決めたり、委員や職員等が参加した試食会を経て、子供たちが好きな味になるようになど改良を重ねて、令和4年11月20日に幼稚園、保育園、小・中学校の給食で提供をされました。外国籍児童・生徒からは懐かしいといった声もいただいたようです。

今後につきましても、会の設置目的である外国籍市民の方々と情報共有・意見収集を行い、教育、就業、行政情報の周知などを市の多文化共生施策に反映できるよう継続して取り組ん

でいきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関しまして、質疑のある方はお願いします。

○委員（川上文浩君） 先ほどやはりベトナムの方が大分増えてきたということなんですけれども、そういった今後言葉の問題もあると思うんですが、配慮はされていくのかということをお聞きしたい。

○地域協働課長（田島純平君） ちょうど午前中にも多文化共生推進計画の改訂版のお話をさせていただきましたが、そういったところで委員さんに練っていただいて反映できればと思っております。以上でございます。

○委員（川上文浩君） もう一点は、東濃高校なんですけれども、東濃高校が今年、私、7月に会議があったのでちょっと同窓会関係の会議に出たんですけれども、全体で50%も、外国と関係のある子と言いますけれども、高校は。50%を超えてきて、まだまだ増える方向にあるし、そのうちの数字はごめんなさいね、ちょっと覚えがないので、多分90%か95%だと思ったんですけど、可児市民ということをおっしゃっていて、やっぱりそういった子供たちの意見というのを行政は拾ってもらえないかなあみたいな学校側としても期待しているところがあるそうです。

もっともっとやはり、これから外国籍の子供たちが高校へ通えるということで、やはり可児市へ住みたいとか、御嵩町に住みたいとかということになってくると。そうすると一番やはり便利なのは、可児市が一番便利だそうです。いろいろ親の働くところも含めて、やっぱり美濃加茂市だとちょっと通うのが大変なのということもあるので、そういったことも含めて、中学生はどうか分かりませんが、そういった外国に關係のある子供たちの意見をどこかで聞くような場というの、こういったところにも。議会もチャレンジしようかなあというふうなところもあります。考えていただくといいのかなあというふうに思うので、ぜひちょっと一考していただければというふうに思います。

○地域協働課長（田島純平君） そうですね。やっぱり外国籍の児童ということになりますと、日本語がぺらぺらの方も見えれば、やっぱり日本語がちょっとという方も見えます。そういった方については、フレビアですね。日本語教室に通われたりという連携もしておりますので、そういったところからも情報を入れさせていただいたり、直接学校から、教育委員会を経てになるかも分かりませんが、そういった御意見も取り入れられるように検討していきたいと思っております。

〔発言する者あり〕

高校ですね、はい。

県ですもんね、分かりました。じゃあちょっとフレビア経由で情報収集してみたいと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件は以上で終了いたします。

すみません、あと1件だけお願いしたいと思います。同じ部ですのでよろしく申し上げます。

それでは、次に、8番目、部活動改革の進捗状況について執行部の説明を求めます。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） それでは、部活動改革の進捗状況につきまして、資料16のほうで御説明させていただきます。

6月の建設市民委員会でも御報告させていただきましたが、その後につきましての経過報告となります。

まず7月に第14回の準備会、可児市ジュニアスポーツ・文化活動振興会議準備会ですけど、この準備会を開催しまして、現状の問題と地域移行への問題につきまして話し合いを行っております。

その内容につきまして、この資料16のほうにまとめてあります。

これは、令和4年の10月から進めております共同実施のほうの結果も踏まえてですが、この表の囲ってありますけど、左側、こちらのほうが現在の学校部活動の課題と問題ということでございます。

部活動に加入する人数が減少しているということ、それからそれによってチームもできないと、人数が足りなくて競技できないよというような課題、存続が危ういとか、継続的な活動に不安がある、やりたい部活動が人数不足でできない、そういったことが課題として上がっているという認識を共有しました。

それから右側になりますが、休日の部活動、これは10月から進めておる地域部活動試行期間の部活動の結果ですけど、意見ということになります。前回も御報告しましたが、保護者会主体ということで進めておりましたが、保護者会では持続がちょっと難しいんだよと。それからあと指導者の確保というのもすごく困難でしたと、負担が増えてしまうというようなことが課題として上がっておるということでございます。

こういった課題を共有しまして、今後どのように進めるかということで、その下ですね。

協議・調整・検討中の課題ということで、5点にまとめてあるところでございます。

1つが、持続可能な部活動にするための新たな制度の整備。それから2つ目、保護者会主体から新たな体制整備をしなければいけないというところでございます。

それから3つ目が、指導者確保の制度的なところ、公募、そういった制度をつくらなければいけないかなというところでございます。

それから、大きな課題ですので、4つ目として役割分担というのをしっかりしなければいけないだろうというところがありまして、その設計をしているというところですよ。

それから5つ目に、減免制度の策定と報酬とかの予算化、お金の問題ですけど、そういったものの確保というものを進めておるということで、この課題につきまして今協議をしているところになります。

それぞれ準備会の各担当で準備、調整を進めておりますが、今月9月26日予定なんですけ

れども、第15回の準備会を開催しまして、この課題につきまして整理したいというふうに思っております。

資料の裏面を御覧ください。

今この今年度スケジュールということで書いておりますが、9月のところで15回の準備会ということで指導者確保施策の策定とか受皿、それから協議結果の見直しということで進めていきたいというふうに思っております。これは令和6年4月に実施するというところで、地域部活動、目標に進めておるというところでございます。

報告は以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して質疑のある方、お願いいたします。

○委員（川上文浩君） これは本当に国が指針出してやれというのはいいんだけど、大変だと思うんですね、本当に大変だと思う。

私は1回、前も何度も話しているけど、UNICのときに、中部UNICが最初に21世紀型文化スポーツクラブをやるということで始めたんだけど、結局できなかったんですね。だから、これはダブルスタンダードになっちゃうんですね。学校と休日の部活という指導者によってダブルスタンダードになるので、そこに子供たちが置かれるというのは大変なので、本当にこんな難しいことをしないでやれというのが本当に無理があるので、担当課は大変なんだろうと思うけど、いずれ部活なんか結果やめてしまえになっちゃうんですね、最後ね。もう授業の中でやる以外のことはもう活動しないでくださいじゃないとできないような状況にはなってくると思うんだけど、その点よく、体育連盟もありますし、各種競技団体とかもいろいろあるので、うまくそういったところと、やはりやりたい子がやれないというのがすごくかわいそうなので、やりたくない子は無理してやる必要はないと思うんですけど、部活動なので、授業じゃないので。授業でやるのは別ですけど、やっぱりその辺のところを少し無理無理何でもかんでも進めるんじゃないで、うまく調整しながら進めていただくといいのかなあというふうにつくづく思っていて。自分の本当にちっぽけな経験で申し訳ないけど、うまくいくとはなかなか思えなくて、競技団体によってはうまくいくと思いますよ。でも、全部がスタートを切れるかといったら、これはちょっと厳しいだろうなあと思うので、担当課も、この行程表を見せていただいたんだけど、会議を何回重ねてやってもなかなか結果が出ないかもしれないので、できるところからやっていくみたいな形で、国にもちょっと、教育委員会にも話をしながら進めていかないと、無理無理やると多分これはいろんなところで子供たちが嫌な思いをしたり、うまくいかなかったり、残念な気持ちになったりする可能性もあるので、ちょっとその辺のところを臨機応変にうまくやっていただきたいなあと思うので。何が何でもこの制度にのっとってやらないかんなんということよりも、これこそできるところから少しずつ始めていって、うまくいったら存続する、うまくいかなかったらやめるという考えで進めていただくと。相手は部活ですから子供ですので、子供たちにはそういった思いをさせないようにうまく運営していただきたいと思います。

人的に思っているのです、ぜひお願いしたいと思います。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） ありがとうございます。

本当におっしゃるとおり、各競技とか学年とか、いろんな方たちのそれぞれ違う特性みたいなのがありまして、御意見が違うということがあって、なかなか一つのルール、制度で同時に進めるというのはなかなか困難ではありますが、本当に県または先ほどおっしゃったとおり、体育連盟も、それから文化団体も今すごく支援していただいていますし、教育委員会ももちろん主体的に動いていただいていますので、そういった協力の中で何とか進めていきたいと思っております。

本当に部活動をやりたい子がいっぱいいますので、何とか継続できるようにということで努めてまいりたいと思います。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑のある方。

○委員（伊藤健二君） ちょっと初歩的な質問で恐縮です。

減免制度の欄ですが、施設利用料の減免規制の改定とあるんですけど、減免の改定というとなんとなく分かるんですけど、減免規制、規制をする対象なんですか、この減免。これはちょっと言葉の意味を、何をどちらの方向に改定しようとしているのかちょっと教えていただけませんか。どういう場合の利用料をどのようにどう改定したいと考えているか。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） 今この課題として上げておる中なので確定ではない、もちろんこれから相談していく中なんですけど、今現在、学校施設だけで部活動をやっていないところもあるかもしれないですし、今後もう体育館だけじゃなくて地区センターを使いたい、地域の施設を使いたいということがあるかもしれないですし、そういったことを全体的に考えて、どういう減免を考えたらいいんだろうというのがあります。

そういったことの全体的な意味でということで規制という言葉を使ってしまったんですけど、紛らわしいんですけど、以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

○委員（伊藤健二君） 全体的な在り方をトータルに考えなきゃいけないねというテーマだという理解でいいんですか。ありがとうございました。

○文化スポーツ課長（水野正貴君） そのとおりです。また、詳細ができましたら御報告させていただきますのでお願いします。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、この件に関してはこれで終了といたします。

○環境課長（太田武則君） すみません。

環境課ですが、先ほどいただいた御質問のお答えをさせていただいてよろしいでしょうか。3点ございまして、まず1点目でございます。

先ほどの汚染土壌の搬入前の届出書でございますが、こちらは今直近の3件のものをちょっと調べてまいりました。

3件のもののうち、まず物質につきましては、セレン及びその他の化合物ということで、これは瑞浪市からのものとなっております。

もう一件ございまして、ヒ素及びその他化合物、鉛及びその他化合物ということで、こちらは恵那市からとなっております。

一番直近でございますが、直近のものとしては、ヒ素及びその他化合物ということで、こちらにつきましては可児市の久々利地内となっております。

先ほどの直近のものですと3件でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

環境課長、まだありますか。

○環境課長（太田武則君） あと続いて2点ございます。

先ほどの放射能のお話をいただきまして、調べてまいりまして、放射能につきましては、事業者と結んでおります公害防止協定書の第7条の中に記載がございまして、汚染土壌の搬入に伴う周辺への放射能による被害を未然に防止するため、次の各号に上げる措置を実施するとそこに書いてございます。

もう一点ございます。

兼山の先ほどの大規模な太陽光のお問合せでございましたが、こちらにつきましては、令和2年6月19日に最初の協議が入っております。ただし、その後何度かのやり取りを繰り返してございまして、今確認できる最終が令和2年12月8日、これが最後の今のところやり取りとなっております。ただし、直近の調べものでいきますと、令和5年7月14日の時点で、いろんな申請に対してどうかという、取下げというものがあるそうですので、そちらの確認を行いましたところ、7月14日の時点では取下げはまだ確認されておられません。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございました。

それでは、ここで午後3時10分まで休憩といたします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時08分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番目の公共交通について執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） よろしくお願いたします。

可児市の公共交通につきましては、市が運営しておりますさつきバス、電話で予約バス、おでかけしよKar、Kバス、あと民間が運営しますJR太多線、名鉄広見線、あと東鉄の路線バスがございます。

それぞれコロナ禍前までは利用客のほうは回復しておられません、大体8割から9割ぐら

い令和4年度は回復傾向でございます。徐々に回復傾向でありますので、今後の動向を注視してまいりたいと思っております。

予算決算委員会での御指摘のとおり、Kバスにつきましては、回復傾向とはいえ、利用者1人当たりの経費がほかのコミュニティバスに比べ高額でありますので、また電話で予約バスの運行ルートとも重なっておりますので、見直す機会が来ているのかなあというふうには理解はしております。

市民の皆さんからの御意見の中で、利用の仕方が分からないとか、分かりにくいといった御意見が結構ございまして、市のほうが主催しております講座、例えば地域協働課が主催しております楽・学講座に職員を派遣しまして、コミュニティバスの乗り方講座というのを今年度も既に2回ぐらい開催はいたしております。今年度は、地域公共交通網形成計画の見直しの時期でもありますので、アンケート結果を基に、また議員の皆様御意見もいただきながら検討していきたいというふうに考えております。

それから、名鉄広見線につきましては、協定が令和7年度末までとなっておりますので、現在国や県、それから名鉄を交えた関係市町で定期的を開催しております勉強会におきまして、令和8年度以降の在り方について協議しております。勉強会は御嵩町が主体となっておりますが、今年度から開催しております。現在、現状分析のための利用者アンケートを実施する方向で協議を進めております。

概要としては、以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑はございませんか。

○委員（川上文浩君） やはり我々も去年やったんですよね。公共交通に乗って、今年か。

○委員長（伊藤 壽君） 今年度、前期。

○委員（川上文浩君） 前期にやったんですけど、そこでやっぱり欲しいなあと思うのが、その乗降客数が何とか調べられんのかなあという、どこから何人乗ってどこまで降りてみたいなどところがあると、データとして物すごく重要なあというふうに思っています。それはやっぱり難しいのは分かっている、だから何かいい方法はないかなあと思うところがあるので、何かいい方法がないかちょっと検討してもらおうとか、やっぱり乗らないところは要らないですし、使わないところに止めても仕方ないし、だからそういったところで、ちょっとそういった情報があったらいいなと思うので、ぜひもしいいのがあったら教えてもらいたいと思います。

○都市計画課長（柴山正晴君） 今おっしゃられたとおり、どういうふうな人の流れがあるかというのは把握するのは大切なことだというふうに思いますので、今後どのような調査の仕方があるかとか、そういうものを含めまして検討していきたいと思っております。

○委員長（伊藤 壽君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、この件に関しては終了いたします。

それでは、次に、10番目、リニア中央新幹線について執行部の説明を求めます。

○都市計画課長（柴山正晴君） 続きましてお願いします。

現在リニア中央新幹線の進捗状況について御説明します。

大森工区のトンネル工事の進捗状況でございますが、こちらは工区境から大体300メートル……。

○委員長（伊藤 壽君） すみません、追加資料がありますので。この資料は回収を最後にさせていただきますのでお願いします。

○都市計画課長（柴山正晴君） すみません。

じゃあまず半分から上段の絵のほうを見てください。

平面図と縦断図がございますが、これが大森工区の進捗状況を表した図面でございます。工区境から右へ向かって大体300メートルぐらい進んでいるというところでございます。

発生土の量でございますが、予測される発生土量としては約95万立米、毎日土質を検査しまして、健全土と要対策土を分けております。

健全土は発生土の置場に搬出しております。要対策土につきましては、作業ヤード内の遮水ピットで一時保管しまして、ピットの許容量を超える場合は大森の仮置場のほうへ搬出します。仮置場のほうにつきましては遮水型になっておりますので、遮水シートで養生して破散や雨水の浸入を防止いたしております。

現在、発生土量につきましては、約14万立米、これは令和5年8月末現在ですが、そのうち要対策土としまして約2,000立米。2,000立米のうちヤード内の保管場所につきましては今500立米で、大森に搬出した土量は1,500立米となっております。

それから、大萱地区のほうの進捗状況でございますが、これはちょっと資料のほうには書いておりませんが、境界立会いを全て完了したことということと、あと地質調査、それから補償調査に一部入ったという情報をいただいております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

この件に関して、質疑はございませんか。

○委員（伊藤健二君） 予想発生土が95万立米、久々利の山の中に積み上げる量とほぼ同等総量を見込んでいるということですが、今14万立米掘り出して2,000立米が要対策土となっているということですので、これを下に書いてあるように500立米と1,500立米に分けて置いてあると。大体95万立米、同じ濃度でいくと仮定して、その仮定の下で推計値を出すと大体収まるんでしょうか、仮置場は。

○都市計画課長（柴山正晴君） 大森の仮置場の許容量でございますが、2万立米となっておりますので、そこの中に収まる計算でございます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 要対策土は2万立米置くというんですが、大森の貸し出している財産区内に2万立米を置くということですのでけれども、95万立米をあと残り期間で掘り出せるんですか、計画は。

○都市計画課長（柴山正晴君） 細かい工程につきましては、ちょっとそこまで情報としては得られておりませんが、そのような計画で進んでおるといふふうに考えております。

○委員（伊藤健二君） そうしますと健全土を含めて95万立米、一番手前側の県道沿いの置場がありますよね、当初から出されている。あそこが約10万立米乗せられると。その新田の交差点から曲がって向こうの桜ヶ丘団地に近いほうにまた持っていて、どうも置くんだろうと想像していますけれども、あそこでもせいぜい二、三十万立米で、全部で95万立米、トンネルの大きさを測れば95万立米というのはそんなに外れた数字じゃなくて、正確な予想立米数だと考えられますが、あれを全部吐き出す要対策土は別にしたとしても、やっぱり80万立米、90万立米の容量があるんで、これについてはどうしていくつもりでおるんでしょうか。可児市外に運び出す。

○建設部長（林 宏次君） 今、伊藤委員がおっしゃいました県道の横のところで残土を受け入れてやっております。その後、おっしゃいました桜ヶ丘のところで予定しているということを知っていますが、その後どういうふうになるかという詳細なことはちょっとまだ聞いておりませんので御了承ください。

○委員（伊藤健二君） 大森はあと2年、令和7年10月31日までに返してくれというふうになっているわけですね。大森の財産区の土地を可児市が先に使って、それから又貸しをして、今度はリニアに貸したんだけど、汚染残土置場として。それも含めて5年間ですので、その5年の尻がどこへ来るかというと、今から2年後です。令和6年、令和7年の10月、あと2年間で95万立米の穴を掘って吐き出して、汚染物を除去して返してもらおうと同時に、掘り出されないと、途中でやめてしまえば知りませんが、そういう工程ですから、物すごいハイピッチで計画を執行してもらう必要が出てくることになると想像できるんですが、その辺緊迫感が全然伝わってこないんですけど、どうなんでしょうか。どう見込んでいますか。

○建設部長（林 宏次君） その件につきましても、事業主体でありますJR東海のほうには、もう始まる前から伝えてあります。

今現在も要対策土の最終処分はどうするんですかということも、まだ決定しておりません。御承知だと思いますけど、その点も含めまして、もう言葉は悪いですが尻は決まっておりますので何らかの対策をしなければいけませんよという話はさせていただいております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方お願いします。ございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、ないようですので、この件はこれで終了といたします。

次に、11番目、大森奥山地内（櫻ヶ丘）の開発事業について執行部の説明を求めます。

○建築指導課長（須田和博君） よろしく申し上げます。

大森奥山地内（櫻ヶ丘）開発事業について、現在の状況を御報告いたします。

資料17を御覧ください。

現在、大森奥山地内におきましては、資料にありますとおり6件の大きな開発が行われております。

まず表の一番上ですが、①ですが、資料2枚目の位置図を見てください。

新田交差点から県道を南に行ったところで、櫛ヶ丘からは少し離れておりますが、株式会社八洲という事業者が土砂採取後、残土受入れにより資材置場を造る事業を行っております。

計画図面は、資料の3枚目にあります図の1番になりますが、令和5年7月12日付で、可児市市民参画と協働のまちづくり条例変更協議申請書が提出されておりますが、変更の概要としましては、完成予定年月日が令和6年1月19日から令和11年8月31日までとなり、また開発面積が約5.1ヘクタールから約7.8ヘクタールへ変更するというものでございます。現在は、仮設の沈砂調整池を設置するとともに、泥引き防止としてのプールを設置するなど、対策を行いながら土砂採取を行い、先ほどからも話がありましたリニアからの残土を埋め立てているところでございます。

現在の進捗状況としましては、変更前の工事の大きさでいいますと、約6割ほどが完成しておるということでございます。

次に、②になりますが、新田交差点そば、櫛ヶ丘の中で最も西側になります。

こちらは株式会社シーケンスという事業者が125区画の住宅分譲地の造成を行っております。

計画図面は、資料の3枚目の裏側にあります図面2でございます。

開発面積は約8.4ヘクタール、工期は平成30年12月からとなっておりますが、開発区域を第1期と第2期の2区域に分けておりまして、第1期の工事につきましては、令和元年10月に完了しまして、分譲も進みまして、63区画中62区画が販売されているということでございます。

第2期工事につきましても、造成するための土砂の一部を搬入し、のり面の盛土が行われており、調整池の調整容量の再検討を含めた変更部分について、現在市と協議を行っている段階でありまして、協議完了後、開発変更許可の手続を行っていく予定となっております。

現在は、雨水対策としての仮設沈砂池が設置されて、毎回雨の状況を確認し、土砂の流出が確認された場合には業者に連絡して土砂清掃等を指示しているところでございます。

次に、③ですが、場所は②の東隣になります。

朝日ガスエコソリューションという事業者が太陽光発電事業を行っておりまして、開発面積は約4.8ヘクタール、工事は令和2年3月に完了して、現在はもう発電運転をしておるところでございます。

次に、④でございますが、またこの③から少し間を置いた東側になります。

株式会社愛岐建設という事業者ですが、③と同じく太陽光発電事業を行っております。開発面積は約4ヘクタール、工事は令和4年7月に、こちらのほうも完了しまして現在は発電運転をしているところでございます。

次に、⑤ですが、④の東隣になります。

株式会社横山工業という事業者が残土受入れにより資材置場を造るという事業を行っております。

計画図面は、資料の4枚目の図面の5となります。

開発面積は約4.3ヘクタール、工期は令和3年4月から令和5年12月までとなっており、現在は、水路に関しては、現場うち水路の部分については完成しておるということでございまして、調整池のほうを令和5年7月より工事を開始しており、ただいまは掘削して土砂の搬出を行っておるというところでございます。

最後に⑥ですが、⑤の北側になります。

庭萬株式会社という事業者が土砂採取を行い、資材置場とする事業を行う予定となっております。

計画図面は、資料の5枚目の図面6でございます。

開発面積は約10.2ヘクタール、工期は令和3年6月から令和6年5月までとなっておりますが、工事につきましては、現在のところまだ未着工というところでございます。

開発事業の現在の状況は以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

それでは、この件に関して質疑のある方はお願いします。

○委員（伊藤健二君） 5番の横山工業の残土処理、資材置場造りですが、残土処理の積み上げる土の量はどれぐらいだというふうに聞いていますか。

○建築指導課長（須田和博君） ちょっと今手元に資料がないので、どのぐらいの残土を入れるかというところまでは、ちょっとごめんなさい。

○委員（伊藤健二君） 15万立米とか20万立米とか。

○建築指導課長（須田和博君） ちょっと手元に資料がないのでそこまでは、ボリュームまでは確認できておりません。

○委員（伊藤健二君） 後で聞くとしまして、地図を見ると分かるように等高線が結構急なんですよね。だから何層かに分かれて急斜面に増築しようということなんで、ずっぱりこのお皿の中に土を大量に埋め込んで真っ平らができちゃあ、またそれはそれで安全なのかもしれませんが、どっちにしても市道27号線が下に走ってしまっていて、そうやって考えると、そこで災害等が発生、大量の雨等によって土砂崩れ等が起きないように十分な注意喚起と対策をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○建築指導課長（須田和博君） すみません。先ほどの土量についてですが、ちょっと下のほうに書いてありますが、23万7,000立米程度の、すみません23万立米程度の土砂を入れる予定ということでございます。

それと、今のもう一つの土砂災害の関係でございますが、当然そういったことも考えまして、盛土ののり面も安定勾配で盛り上げていくということですし、特に市道27号線の位置から見ますと、手前のほうには沈砂池で、あまり高くないところに沈砂池をつけて、その奥に勾配を取って奥に平場を造るということで、仮に例えば崩れたとしても、この市道27号線までの影響がないような格好の造成の形態かなあというふうにも思っております。以上でございます。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方はお願いします。

○委員（高木将延君） ごめんなさい。1番のところなんですけど、途中というか変更になっているんですが、これの変更の経緯と今その変更が済んでいる状態ですか。ごめんなさい、その辺を。

○建築指導課長（須田和博君） 1番の八洲という事業者のほうでございまして、変更する理由は単純に規模の拡大ということですので、具体的な細かい理由まではちょっと確認はしておりませんが、現在の状況としては、まだその変更のまちづくり協議が出ている状態です。また、この中でいろいろなやり取りをやった中で、最終的に協定書が結ばれて事業が進むという格好になりますので、現時点はまだその協議中ということですので、これからいろんなやり取りがあって、協定書が結ばれるまで工事の規模の拡大はされないというふうに考えております。以上です。

○委員（高木将延君） そうすると、今現在その工期が令和6年1月になっているじゃないですか。そうすると、これまでにそれが締結できないと変更にはならないということ、また新たにその増設部分だけ申請し直すというような形になるということですか。

○建築指導課長（須田和博君） そうですね。まちづくり協議のやり方はいろいろあるかと思いますが、まず例えば、その令和6年1月までに今の1期のほうが終わらなくて、かつその変更のほうを整わない場合は、例えばその間に工期の変更だけちょっと出していただいて、その後に変更ということもやれると考えております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑はある方はお願いします。質疑はございませんか。

○委員（川上文浩君） シークエンスの開発なんですけど、第2工区にもう着手したということでもいいんですか。

○建築指導課長（須田和博君） そうですね。一部土砂とかの搬入はしておりますので、そういった意味では着手はしているのかなというふうに思っております。

○委員（川上文浩君） 着手したということで、計画どおりにこの宅地造成開発が進んでいくというふうに見えていいわけですね。

○建築指導課長（須田和博君） そうですね。そこら辺の見直しも含めて今変更の協議をしておりますので、着手しながら、そのまだ最終形の形にはなっていないくて、例えば調整池の規模とか、そういったのり面の形状とか何かを今調整しているところではございますので、それが、調整が終わって変更契約ができたなら最終形になるかと思えますけれども、今はまだその前段の格好で、取りあえず土を入れたりすることの関係で一応着工届が出てきているということです。

○委員（川上文浩君） 去年も現場を見に行っただけですよ。行ったときと多分今は何にも変わっていないんですよという状況なのか、大分変わってきましたよという状況なのか。

○建築指導課長（須田和博君） そうですね、去年現場視察したときと比べると少し、要する

に土を少し入れたという格好ですので大きく変わってはいないと思います。ただ、少し土を入れるためにどうしても業者が動きますので、そういった業者が動くという中で着工届が出てきているというふうに考えています。

○委員（川上文浩君） あの状況を見ると、一刻も早くやってもらわんと困るよねみたいな状況だし、いつその大量の土砂がどどどと下の、住んでいる方が見えますからね。あそこに住宅があって店舗があるので、ちょっと真面目にやってもらって、早くきちっと整備してもらわんと、多分この委員会でも現場へ行くと思うんですけど、あれを長年放置するという感覚がちょっと理解できないので、その事業者の信頼関係の問題ですよ。もうこうなってくると、とんでもないんじゃないのという話になってくるので、そのところをそのまま放置されては困るので、一刻も早くその計画どおりに進めてもらうか、整備してもらわないと本当にひどい状態なので、そのところを建築指導課としてももう何とかならんですか、あれは。

○建築指導課長（須田和博君） そうですね。そのために、今までずっと第1期工事が先ほどの話で令和元年に完了して、それからずっと同じような状況が放置されていたんですが、やっと今年度に入ってきて第2期工事のほうも、事業者のほうもやる気がちょっと出てきたというところもありまして、今変更の最終的な、その調整のためにいろいろとやり取りをしておりますので、そういう中で、何とかこれをまとめて完成に持っていきたいなというふうに、こちらとしては考えております。

○委員長（伊藤 壽君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これでこの案件につきましては、終了といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午後3時33分

再開 午後3時34分

○委員長（伊藤 壽君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

5つ目の協議事項になります。

委員会活動スキームについてを議題といたします。

前建設市民委員会からの引継ぎ事項を踏まえ、今期委員会で重点的に取り組むべき課題や調査、検討していくべき課題など御意見を伺いたいと思います。

なお、資料18として委員会活動スキーム（案）を配付しておりますので、これを説明させていただきます。

資料18をお願いします。

建設市民委員会の活動スキーム（案）ということで、1つ目、方針。委員会付託案件について十分な委員間討議を行う。それから委員会所管の課題について現地視察、関係団体等との懇談等により委員間の見識を深め、課題の解決に向けた取組を行う。委員会資料の電子化

をはじめとした委員会のDXに取り組むということです。

それから、2つ目、課題につきましては、前委員会からの引継ぎ事項を継続的な課題とする。1つ目は公共交通について、2つ目、図書館新分館について、3つ目、二野地区での汚染土壌処理施設について、4つ目、リニア中央新幹線の要対策土仮置場等工事の進捗状況について、5つ目、大森台、櫛ヶ丘にあるところですが宅地開発事業について、6つ目、太陽光発電施設の新規設置について、7つ目、各地区の課題解決拠点となる地区センターについて、8つ目、地域自治の在り方について、9つ目、外国籍市民の就業、教育、行政情報の伝達・周知など様々な困り事の改善について、10. ゼロカーボンシティの実現に向けた取組について、11. 中学校部活動改革の進捗状況について、その他議会活動を通じて委員会として取り組むべきと判断する案件について、適宜所管事務調査に加えていくということです。

それから3つ目、活動内容といたしまして、懇談会、研修会、勉強会、先進地視察研修等により見識を深める。2つ目として、付託議案、所管事項における課題等について関係部署に報告や説明を求め、十分な審議を行う。

3つ目として、1つ目、2つ目の活動により意見や提言を行うということです。

それから4つ目、スケジュールといたしましては、9月から12月、議会報告会等で市民意見を聴取、それから視察研修、市内地区センター長及び関係団体との懇談。関係団体の懇談につきましては今建設業組合ですか、こちらのほうから要望が来ております。

それから1月から3月、委員会取組の課題の中間での確認、4月から6月につきましては、議会報告会等で市民意見を聴取、関係団体との懇談。7月に入りまして、1年間の委員会活動のまとめと引継ぎに向けた課題の整理ということでまとめております。

それでは、活動スキームにつきまして、御意見、御質問あればお願いいたします。

○委員（川上文浩君） 質問はないですし、今回の委員会で、この委員会引継ぎ事項の分の報告事項をやっていたのは非常によかったというふうに思いますので、こういったことは本当に随時やってもらえるとありがたいということと、やっぱり今まで議会報告会も含めてやってきた中で、解決できていない部分がたくさんありますので、先ほども担当課の都市計画課長も言っていましたが、公共交通について調査して見直していきたいということをやっているの、やはり前回の議会報告会でコミュニティバス等利用して、意見も聴取して協議したと思うんですけど、公共交通については何らかの方向性と結論を出していく必要があるの、これを集中的にやりながら執行部と歩調を合わせて、執行部も議会に意見も聞きたいとおっしゃっていたので、それを完成してより使いやすい、予算決算委員会で今いろんな部分が協議されていると思いますけど、決算のほうで提言にも入るかも分かりませんが、それはちょっと分かりませんのであれですが、公共交通については何らかのきちっと整備をして、新たなダイヤ改正というものも考えていく必要があるかなあというふうに思います。

あとは、それぞれずうっとこういった報告でやっていけばいいなあと思うのと、やはり外国籍市民のこの就業とかいろんな問題については、後ほども提案したいと思いますけれども、やはりよくもっと、今中学生、高校生あたりのやはり本当の子供たちの意見をよく聞いて、

それを政策に生かしていけるように、委員会のほうでもまたここをやっていきたいなあというふうな思いでいますけれども、それぞれのところは部活動なんかも、これはちょっと議会があまり手を出してくちゃくちゃにしちゃうとまずいので、担当のほうに任せておいたほうがいいのかなあというところがありますし、あとは市内の視察はやはり定期点検ということですので、今まで課題のあった部分とかは見に行ったほうがいいのかなあというふうに思っていますので、そういった方向でやっていただければと思っております。以上です。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに意見、御質問等ある方はございますでしょうか。

○委員（高木将延君） 川上委員言われたような感じで僕もいいかなあと思うんですけど、1つ、図書館の分館はいろいろ今議論しているんですが、大本にやっぱり今後本館とかを変えていく中の利用者の動向だとか、ニーズなんかを探るところがあつての分館設置という説明なんですけど、このままいくと何か運営でばたついて、そこまでたどり着けないようなことも考えられるので、やはり先進地視察をしながらどういうふうにまずは動かしていくかというのは、早めに決められるような体制を議会からも提案して、今の可児市に必要なニーズ等をすぐキャッチできるような体制を取れるように提言していきたいなあというふうに思っています。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

なければ、先ほど出ました意見、公共交通、それから図書館の新分館、外国籍市民の困り事、こうしたことについて、ここに課題等並べてありますが、重点的に取り組んでいくというような方向で進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それではそういうことで、この3点につきまして、ほかにも随時その時点で課題が出てくれば積極的に取り上げていくということで、あと高木委員のほうからも御提案ありましたけど、先進地等の視察、これら3点を含めて、また検討してまいりたいと思いますし、議会閉会になりますけど、その間にまた委員会を開いて視察等の御提案を協議していただくということになると思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

じゃあこれで活動スキームについては終了しますので、よろしくお願ひします。

次に、2つ目の委員会資料の提供方法についてを議題といたします。

委員会活動スキームにも書かせていただきましたけど、本委員会におきましても、委員会資料のペーパーレス化に取り組むために、次回以降の委員会から委員会資料を紙ベースからタブレットを活用したデータでの資料提供としたいと思います。

具体的には、グループウェアの掲載として各自でダウンロード、保存していただく方法となります。来年度以降につきましては、ペーパーレス会議システムを導入するという事とも聞いておりますので、それまでの間はタブレットでの書き込みや検索等に慣れていただければ

ばと、慣れた方ばかりですがよろしくお願ひしたいと思ひます。

この件につきまして、御意見等ございましたらお願ひします。

○委員（高木将延君） ごめんなさい。資料の掲載方法でタブレットを使ってデータでいただくのは構わないんですけど、資料別に一つずつPDFにはできないですか。並べて見るときに、私今日ずっとやっていたんですけど、最初からずうっと資料を送っていかなくやいけないので、執行部のほうが資料番号十何番と言ったら、その番号の資料を出せるようにしていただきたいんですよ。そういうのは可能ですか。

○議会議務局長（杉下尚示君） 可能不可能というか、これからどういう掲載方法にするかとか、そういうのを一番皆さんが見やすい方法、それをちょっと模索している状態なので御意見をいろいろいただきたい。

私も今日見ている、各課から資料が出てくるので、それをやっぱりずうっとページ数をつけてもらうのかとか、空白のページが、結局両面片面使ってみるので空白をなくしてもらうとか、その資料の作り方自体を皆さんが一番見やすい方法をちょっと考えていかなくやいけないので、それはどちらかというより可能不可能というよりは、どういうふうに作ってほしいとか、そういうのも出していただきたいと思ひます。

○委員（高木将延君） いや、可能不可能だけでいうと、本当にいろいろお願ひしたい。それこそジャンプ機能なんかついているとすごい見やすいんですけど、そこまでは事務局も大変なので、ある程度簡単な方法でいいと思ひんですけど、ちょっと送ると、あと説明しているところがどの資料の何ページというのが一致できるようにだけはしてください。お願ひします。

○議会議務局長（杉下尚示君） それともう一つ、その説明者側が皆さんに分かりやすいように飛ばないようにしてもらうとか、その作り方とかも、それもちょっと執行部と結局協議しながら、12月の委員会のときにより皆さんが使いやすいというか、そういうふうにしていきたいのでよろしくお願ひします。とにかく慣れていただくということをお願ひします。

○委員（伊藤健二君） あまり私は推奨したくない。

例えば、この樺ヶ丘開発事業について、一番上のこの表は努力してしっかりと見れば、それは議員の義務やろうとは思ひますが、続いて一緒に紹介されている位置図であるとか、こういうカラーの変更前、変更後だとか、これをタブレットでさっさと見ておいて、頭の中に問題点があるかないかと考えるというのは至難の業です、はっきり言って。

こういう資料だけは紙ベースで頂かないと、はっきり言って目が痛くてついていけないんですよ。審議しなくていいというお許しが出るならまた考え方も変わります。

○委員長（伊藤 壽君） それは、データでもらって自分で印刷することになるんじゃないですか。

○委員（伊藤健二君） そうか、そういう話になるのか。ますます問題やなあ、そうすると。

だから限定された資料、特にこういう図解をしているような資料については、紙ベースで共通して出してもらえるようにして、それ以外の執行部の説明、文言についてはこういう形

を努力して読んでいくというふうにしていくというのが、一定の猶予期間ももらわないと駄目ですね。私の場合はあと4年ぐらい必要です、以上。

○委員長（伊藤 壽君） この1年といいますか、3月までに皆さんがタブレットを使えるようにしていけばと思いますので、それぞれ個人差ありますので、次の12月議会においては、伊藤健二委員には、附則の地図とか何かの資料は用意していただくということでいいですか。駄目。

○議会事務局長（杉下尚示君） 結局12月委員会から始めていきたいという事務局からの提案はそこなんです。本会議で皆さんが不便にならないように、委員会のほうでまずその問題点というか。例えば、今日の文化創造センター アーラとかの説明の2枚にわたってみたい、それをタブレットで見るとするのは非常に難しいので、そういう資料の作り方を変えてもらわないと。

今日の開発事業もA3に1枚にしてあるから駄目なんです。あれを事業ごとに庭萬、シークエンスというふうに分ければ見やすくなるので、そういうところを変えていきたい。それは執行部に要請しなきゃいけないので、それをお願いします。

○委員（川上文浩君） 今おっしゃるとおりで、要はこの紙ベースだと全部タブレットで用意してきて、あとは詳細説明を分かりやすく説明してほしいんだから、執行部側がやはりそれは努力して資料を作るということと、もし必要があるのであれば、プロジェクターに映し出して図面で説明するとかやり方があるので、基本的にはもうこれならこれでいかないと、委員長が突然変なことを言い出したんだけど、伊藤健二委員に配慮して付度して用意してくださいというのは、それは委員長よくないですよ。やっぱりよくないの、委員長がそれを言っちゃうと困っちゃうでしょう、事務局。委員長、公平な立場なんだから。

○委員長（伊藤 壽君） 付度しておるわけではないんですが、そういうことでよろしいですか、原則データでいただいて、もし必要ならば自分で用意すると。

○委員（川上文浩君） そう、そこを曲げちゃ駄目です。

○委員長（伊藤 壽君） それは委員間の中で全ての意見、ほとんどの方はもうこの意見なんですよ。よろしくをお願いします。分からないときは聞いてください。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件に関しましては、次回の委員会からは全てデータでいただくということで、もし紙の必要な方は自分で用意していただくということでお願いしたいと思います。

それでは、この件についてはこれで終了といたします。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

次に、3つ目、FMららの収録についてを議題といたします。

広報部会長から、各委員会の紹介番組を収録するというので委員長に依頼がございました。

収録日は9月21日木曜日、予算決算委員会の開催日で、議会運営委員会、議会全員協議会

終了後に収録を行います。建設市民委員会は2番目の収録となりますので、午前もしくは午後に予定されていますのでスケジュールを空けておいてください。午後にずれ込む場合があります。

基本的には、ナビゲーターと委員長のやり取りがメインですが、委員各自の自己紹介や抱負などを話していただく内容になっております。シナリオ案が机上に配付されております。アドリブを入れていただいても大丈夫とのことです。何を話すかを考えておいていただくと収録がスムーズに進みますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。この委員会は委員の皆さんがほとんど話してしまっても結構でございます。

それでは、この件はこれにて終了して、続きまして、4番目の行政視察についてを議題といたします。

行政視察は先ほども話しましたが、何か御意見がありましたら。

行政視察について何か御意見ございますか。

○委員（川上文浩君） ぜひ課題となっておる、所管がちょっと違うよと言われれば違うし、困ったなあと思うんですけど、やはり外国籍の方のところ解決できていないということと、また国籍が違う方が、ベトナムの方も含めて言葉も全然、何とか語とさっき書いたけど忘れて、ちょっと難しい言葉らしくて、これはまた対応も大変だと思いますし、その部分とか、夜間中学ね。

これは今調べたんですけど、東海3県にはないんですね、夜間中学ね。やっとな古屋が令和7年4月に開校予定、三重県も開校予定です。岐阜県は真っ白けで全然予定もなく、今ちょっと調査はされているみたいです。その意向調査みたいな簡単なもの、多国籍語で調査はしているみたいなんですけれども、ただ、これはやはりその全体を見ても、今可児市、美濃加茂市、坂祝町、ここにやはり外国籍の方が集住しています。明らかに1万5,000人ぐらいになるのかな、もう少し2万人近くいるとは思いますが、やっぱり必要なところに造ってもらいたいなあと思うので、こういったところのやはり実際に行ってみてどう運営されているとか、大体見ると、やはり政令市はともかく、都道府県においていうと、やはり県庁所在地の都市とか、そういった大きいところに全部置っちゃっているのね。当然、横浜市や川崎市やというのは外国籍の方も何十万人といるわけだから、360万人、何十万人、何万人だと思うんだけど、やはり我々とすると、その夜間中学というのは一番今必要なところに造ってほしい。これは県の権限があるものですから、早めにそういったところを見学して、視察へ行って、県へ、教育長へ要望を出すとか、そういった形につながれたらいいなあと思うので、ぜひこの夜間中学の設置というものについて、所管外と言われれば所管外になってしまうので困るんですが、その辺、伊藤委員長のすばらしい裁量と、その資質を持って見に行けるといふような形ができるといいなあというふうに思っていますので、ちょっと御検討いただければと私は思ひます。

○委員長（伊藤 壽君） ありがとうございます。

では、夜間中学視察についての件の検討と、それから先ほど前に図書館についての視察検

討の意見がございました。これらについても検討してまいりたいというふうに思います。

あとほかに御意見ございますか。

[挙手する者なし]

ないようですので、うまいことこの意見がかみ合わせられるかどうかは、またよく調べないと分かりませんので、事務局と話をしながら詰めていきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと申します。

このほかに、課題の中でいいのがあれば組み合わせていきたいと申します。その日程とか視察先については、また委員会を開いて確認する必要があると申しますので、随時お願ひしたいと申します。

それと日程につきましては、視察先への調整もありますし、変更も予想されます。また皆さんと相談させていただきながら正・副委員長に御一任をある程度していただければというふうに申します。よろしくお願ひいたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

ほかに何かございますか。

○委員（川上文浩君） 産業フェア in 可児の出展ということで、このたび広聴部会が中心となって、可児市産業フェアにブース出展することになりました。日にちは10月21日土曜日の9時半から16時で、2班ぐらいに分けて出席いただける方は議員派遣したいと申しますので、広聴部会は全員出席しますけれども、それ以外の方でぜひ産業フェアのこの出展で、いいよと言われる方が見えたら参加していただきたいと申します。

内容については、もっと身近に可児市議会、聞かせてくださいあなたの声とか議員と話そうコーナーとか、議会活動のPRコーナー、簡単なアンケートも取ったらどうかと副議長から提案があったので、それも採用させていただいて、それで市のほうにちょっとお願ひして何か配るものがないかなあと言ったら、ポケットティッシュと水が余っているということで、水を頂けることになったので、やはり予算をつけてやると非常に林係長のほうがそれは駄目ですと、予算を使ってそんなことをやったら駄目ですということもあったので。いろんなクリアファイルでも配ろうかなあみたいに言ったら駄目ですと言われたので、確かに駄目だなあと思って、余っているものをちょっと集めて、あとはわくわく体験館のガラス工房にお願ひしたら、作ったやつで売り物なんだけど、10個ぐらいならあげるのだから宣伝してくださいということですので、その宣伝を兼ねて、その商品も先着になるかと思うんですけどもお配りして、ちょっと客寄せ的なものもやりながらPRしていきたいということで予定していますので、お願ひしたいと申します。

場所は御存じのように文化創造センター アーラですけれども、横2.7メートルの間口の奥行き1.5メートルのブースをいただけましたので、順次準備をして当日に参加したいと申しますので、可児商工会議所のほうも本当に喜んでいただいていますので、そういった意味でも、交流を深める意味でもいいかと思申しますのでよろしくお願ひしたいと申します。以上です。

何かお聞きしたいことがあれば。

○委員長（伊藤 壽君） この件に関して何か御質問があれば。よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、この件は終わります。

ほかにございますか、皆さん、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言がないようですが、事務局のほうはよろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

それでは、以上で本日予定の案件は全て終了いたしました。

これで建設市民委員会を閉会といたします。ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後4時00分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月14日

可児市建設市民委員会委員長